

平成27年6月8日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 原田 希 5番 寺崎 太彦 6番 漆原 悦子 7番 井上 正宣 8番 吉富 隆 9番 碓 勝征 10番 大川 隆城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 米 本 善 則 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 副 課 長 福 島 敬 彦 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成27年6月8日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	4番 原田 希	1. 新教育委員会について 2. 公共施設の管理・運営について
2	5番 寺崎 太彦	1. 上峰町の印象、副町長の考えは 2. 国民健康保険について 3. 交通安全対策は
3	3番 田中 静雄	1. 地方創生について 2. 交通安全対策について 3. 三上北道路の整備について
4	1番 向井 正	1. 高齢者の認知症対策について 2. 空き家対策について 3. 八藤丘陵（太古木）について
5	9番 碓 勝征	1. シティーマネジャーとしての取り組みは 2. マイナンバー（個人番号）制度の内容は 3. 高齢者福祉サービスは

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番原田希君、お願いいたします。

○4番（原田 希君）

皆さんおはようございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、4番原田希、これより通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、新教育委員会についてということで、上峰町はことし4月1日から新教育委員会制度ということで新しい制度を適用され、教育長も新たに新しい教育長ということで進んでおります。これまで教育委員さんの定数増や新教育長の議案というのが過去出てきた折に、さまざまな質問等あっておりましたが、最終的に教育委員さんは8人ということで議会で議決をしております。そういったところから考えると、私たちもそれを認めた以上は、その後、こういった形できちんと進んでいるかというのをしっかりとチェックしなければならないというふうに思うところから、まず第1点目、4月1日からの新教育委員会制度に伴い、教育委員が8人体制となったが、実際の会議や活動に関してこれまでとどう変化したかということで、4月1日からですので、日数的には2カ月程度ではございますが、4月1日からしっかりと強化を図っていくという答弁もあっておりましたので、以前に比べてどういふ変化があったか、これを伺いたいと思っております。

次に、2つ目でございますが、各専門分野をつくり強化をしていくということで、これがいわゆる8人体制の根拠ということでありましたので、その強化の進捗、こういった形でどのような取り組みが進められているかということで伺いたいと思っております。

大きく2つ目でございます。公共施設の管理・運営についてということで、1番、町民センターの利用について（運営の目的、利用状況、減免の取扱い等）ということで出しております。これは教育長の所信と申しますか、今回されましたけど、その中にも生涯学習関連施設の利用促進ということに触れられておりましたので、そういったことで今後こういった形で運営をされていくか、そこら辺を伺いたいというふうに思っております。

それから、2番目でございます。三上地区にあります児童公園、これにつきまして子供たちの遊び場というふうになっておりますが、ボールがよく道路やら周辺の民家に飛んでくるというようなお話が——これはもう数年前からあっているような話を伺いました。これに対する対応、対策についてお考えがあれば伺いたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、最初に新教育委員会について、①4月1日からの新教育委員会制度に伴い、教育委員が8人体制となったが、実際の会議や活動に関して、これまでとどう変化をしたかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

皆さんおはようございます。それでは、原田希議員の新教育委員会についてという御質問の1項めでございます。

まず、全国的な教育委員会の課題として、審議の形骸化、迅速な対応ができないなどとの指摘がございました。このような指摘を受けたことで今回の地方教育行政法の改正と

なったわけですが、改正においては教育行政の責任体制の明確化を図るために、以前は教育委員長がおりましたが、これを教育長に一本化するということで、会議を適時に招集することや教育委員への迅速かつ適切な情報提供が可能となりました。一方で、教育委員会による教育長のチェック機能が十分働くよう教育委員による教育委員会会議の招集請求に関する規定や、教育長に委任した事務についての報告に関する規定も盛り込まれております。

今回、上峰町は教育委員の増員が行われたことで教育委員会の審議の活性化が図られ、教育長の事務執行の点検機能を果たす自覚を持ち、教育に対する深い関心や熱意のある委員ばかりですので、しっかりとした活動ができていると思います。

以上です。

○4番（原田 希君）

課長のほうから、すばらしい委員さんばかりだということでございました。しっかりとそういったすばらしい委員さんの意見を十分吸い上げながら進めていっていただきたいというふうに思うわけなんですけど、資料でこれまでの会議等の活動状況ということでいただいておりますが、これは以前もちょっとお話があったと思うんですけど、教育委員会の会議、月1回で本当に足りるのかというような話の中で、今回、27年度を見てみますと、今のところ、月1回、それに総合教育会議が2回プラス、会議の回数でいえば、これまでどおりの月1回に総合会議がプラスアルファされているというだけになっています。内容を見てみますと、これは25年度、26年度、27年度と見ていきますと、内容的にもほとんど変わっていない、資料でいけば、そういったことになっています。この辺に关しまして、強化というふうに——済みません、8人体制でどう変わったかということで見ると、この資料を見る限りでは、これまでと変わっていないというふうに思うわけなんですけど、この点、いかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

皆さんおはようございます。4番原田議員から、これまでとどう変わったかということでございます。定例教育委員会というのは月1回ではないかということなんです。これは教育委員会の規則で、3条に月1回程度ということを書いてあり、そしてまた、ただし、臨時に開くことができるというふうに書いてありますので、そういう形で進んでおります。ことしも4月1日に臨時教育委員会を開いております。そういうことで御理解いただけたらと思います。

○町長（武廣勇平君）

補足を申し上げます。

私の立場からは、総合教育会議を主催する立場として申し上げさせていただきたいと思っております。

先ほどの定例と臨時を含めた教育委員会の開催に加えて、とりもなおさず議員が申し上げられましたように、今年度4月1日からは毎月1回の総合教育会議を開催させていただいております。総合教育会議の中ではさまざまな議論が出るわけではありますが、まず4月1日に

は全体の所掌の範囲というものをしっかりと定めまして、教育委員さん全員が参加される中で教育委員会のほうで役割分担を決められたという事情も聞いておりましたので、それぞれの委員さんの役割、所掌の範囲というものをお伝えさせていただいた後、また後日教育委員の方々には教育長のほうから公務員としての教育長の命を受けて、その所掌についての把握をするべく説明をされておられるそうでもあります。

2回目の5月におけます教育総合会議におきましては、議会との共同で行いました韓国のICT教育の研修について、教育委員の皆様方にもその機会を設けようということもございまして、約3時間以上の総合教育会議をさせていただいたところでもあります。

総合教育会議の中身の話だけ申し上げますと、この会議は私がこれまで携わっていた会議の中でもボリュームとして、物理的な時間としてはかなり長いものであり、またやりとりも深められたものであるということを申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど申しました所掌の分野、分野に従って、それぞれの分野から代表される委員の方々が1つの事案につきましてお立場としての発言をしていただけるものですから、これまでのように一々教育委員会を通じてお話を聞くというよりも、私はオブザーバーとして参加、議長役をさせていただいていますが、それぞれの委員の抱える分野についての立場、そうした御意見を聞けることで、それぞれの委員が各分野についての問題点、課題について総覧することができ、かつそれぞれの委員の政策立案能力も高まっているのではないかと、また課題の把握能力も高まっているのではないかとというような思いでございます。

総合教育会議からは以上でございます。

○4番（原田 希君）

今、町長のほうから総合教育会議についてのお話をいただきました。まず、教育委員さんが8人という形で提案されたときの、これは議案審議の中での教育長の答弁でございますけど、根拠としては情報を共有すると、これは先ほど町長のほうから総合会議でそういった話も出ているということでございましたが、情報を持ち合わせて話をする、そういったためにさまざまな分野の方に集まっていたいただきたいというようなお話もありましたし、これは首長が招集するわけなんですけど、実は総合会議を開きますよと言われた場合に、それに即対応できる体制、教育委員会の組織の強化をしていかなければ、いろいろ尋ねられたときにそれはちょっと待ってください、それは資料を求めてきますというようなことではいけないということで、総合教育会議の中でそういった、先ほど町長はそういったところで各専門分野の問題点等々がしっかりと出ているということでございましたが、総合教育会議に臨む前段で、教育委員会の中でそういった情報共有の議論というのをしっかりとすべきではないかなというふうに、以前の教育長の答弁を見る限りでは思っております。その中で4月1日の臨時教育委員会の中では所掌事務、担当分野、そういった説明はあったけど、それぞれの分野の問題点、そういったことをまずは教育委員会の会議の中で私はしっかりとさまざまな分野の

皆さんから問題点等々を出していただいた上で、この総合教育会議に臨むというのが当初の趣旨じゃなかったかというふうに思うわけですが、この点いかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

原田議員のただいまの御質問にお答えいたしますが、事前に総合教育会議のときにお話をしておくべきということは十分に承知しました。前回、4月の場合は4月1日でございますけれども、その後、5月19日にまた総合教育会議をいたしました。そういうときには委員の皆さん方には、私は今、町民センターのところで1つ部屋を準備させていただいておりますので、そこに集まってもらって、どういう状態ですかということを書いて話をしております。それはその総合教育会議のためばかりではございませんで、入学式などがあつたときには必ず寄って、今、どういう状況ですかということを書いておりますし、4月25日に定例教育委員会を行いましたときには、必ず分担の委員さんから自分たちが今知り得た情報を4つの分野から出していただいて、そしてみんなで共有して話を持っていっている状態でございますので、そういうことは今、2カ月を過ぎたところですが、私はそれをさらに充実させていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

あわせて私のほうから申し上げさせていただきたいと思えます。

先ほどちょっと言葉足らずで伝え切れなかった分もございましたので、あわせて申し上げます。

基本的に私は事前に課題等が町にあったとして、定例教育委員会で諮るべきか、総合教育会議で諮るべきかという順序が法令上、定められているものではないというふうには思いません。ただ、町政一般を預かる立場として、教育に対する大方針を首長が掲げる中、まず発信があつて、それを受けて教育委員会が大綱であったり教育方針を定められる中で、教育委員会としてやるべきことを教育委員会が御議論されるということであろうというふうに思いますので、順序がどちらが先かということをお尋ねなのかというふうに思いますが、そうしたものを定められているわけではございませんで、過去の議事録を見ましても、教育長も順序について申し上げているわけではなく、教育の大方針を首長が示し、所掌する範囲内で自分たちで大綱を定め、教育方針、今議会で申し上げられましたけれども——を示されるということであろうというふうに思います。

また、その中で先ほどの話につけ加えますと、今回、教育委員会では役割分担を教育委員に明示をされました。それぞれの教育委員さんがこれまでの教育委員会の活動に加えられて、PTAの総会に出席され、教育長の命を受け現状報告、教育行政の報告等をされたり、私はその部分しか知りませんが、ほかにも昨日お聞きしましたところ、教育委員会として教育委員さんがこれまでに教育委員としてかかわらなかったところにお顔を出されたり、仕事をさ

れたりしているということを聞いております。

以上です。

○4番（原田 希君）

順序は特に問題ではないというようなことでございましたが、私の理解としては、総合教育会議に臨むために事前に教育委員さんで情報交換をしながら、その総合会議の折にもっと高い議論をしていくというようなことで理解をしておりましたので、質問をさせていただいたところでございます。

そういったところで、先ほど教育長のほうからも4月の会議の中でそういったいろんな意見交換をしたということでもございましたが、資料には内容として載っていませんので、そういうことであれば、きちんと載せていただきたいなというふうに思います。後からまたそうやって、いや、ここでしたんですけど載せていませんとか、そういうことはもうやめていただきたいなというふうに思っておりますので、ちょっとその答弁をお願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

原田議員のただいまの質問にお答えいたします。

確かに議員がおっしゃられたとおり、そういう会議があったということを記載していなかったこと、教育長として申しわけなく思っております。以後、後から出すというようなことは厳に慎んで対応させていただきたいと思っております。どうも申しわけありませんでした。

○町長（武廣勇平君）

済みません、私がお聞きした情報をもとにお伝えしたことで教育委員会の報告が不適切だったというような流れになったように感じましたが、会議として教育委員会が催されている会議についてはここに記載されているとおりでと思います。運用の面で教育委員の方々がこれまでに出て行かないところに教育長の命を受けて行かれたり、また報告等をされたり、それは分野で4つに分けられていると聞きますが、それぞれの分野でなされていることは、ここにはなかなか記載できないものだろうというふうに思います。といいますのも、一つ一つの事案をどの範囲で、どの基準で報告申し上げるかといいますと、やはりこうした会議を起こした日程、日時、また内容、議題等を議事録もった上で報告するのが一般的かなというところだと思いますので、例えば、先ほど申しました小学校のPTA総会に教育委員の方々が参加されてお話をされたというようなことはここに書かれなくても自然な流れじゃないかなというふうに思うところです。

○4番（原田 希君）

とにかくしっかりとやっていただきたいなというところだけでございますが、先ほどもちょっと町長のほうが触れましたけど、会議の議事録を作成、公表というような形で言われました。この教育委員会制度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、そういった形で議事録を公表するよう努めなければならないというふうになっております。教育長への

チェック機能の強化ということと加えて、会議の透明化ということもうたわれておるようでございますが、この辺の議事録の作成、公表につきましてどのように考えておられるか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

新地教行法の規定によりまして、議事録等は努めなければならないと、こうなっておりますので、これは教育委員会としては新しい教育制度になったからということではございませんけれども、既に古い教育委員会制度の中でも議事録はきちんと残させていただいております。これは当然公開というもの、言われたときには見ていただくということだと思っておりますので、何ら私たちの会議についての制限は考えておりません。どうぞよろしく願います。

○4番（原田 希君）

ちょっと私が公開ということでイメージとして、例えば、ぼんとどこかホームページか何かに出るのかなというふうに思っておりましたが、これは要求があれば見せていただけるということでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

たしか前回の会議のときだったと思いますが、ホームページに掲載するというふうにお話をしていたと思いますので、そういうふうに持っていきたいというふうに思っております。

○4番（原田 希君）

総合会議についても同じような公表に努めなければならないというふうにあると思うんですが、総合会議についても同様の扱いをされるのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

原則公開になっておりますので、傍聴者の出入りも前回も前々回も総合会議メンバー以外の方も傍聴、また取材等もいただいておりますし、現在、議事録をとりながら、箇条書きにて要件をポイント的にまとめて公開するよう、住民の皆さんが読みやすいように、わかりやすいようにどうした議論がなされたかということについての報告会をする準備をしています。

以上です。

○4番（原田 希君）

それぞれもう既に2回、合わせれば4回、教育委員会の臨時会入れて1回、5回ありますので、できればスピーディーにそういった公開をお願いしたいなというふうに思っております。

ちょっとホームページということでさっき言わせていただいたんですが、関連になるかもしれませんが、ホームページに教育委員会の仕組みという項目があります、ずっと進んでい

くとですね。そこを見ていると、4月1日から新教育委員会制度になって、町が教育に対して力をこれから注いでいくぞという中で、ホームページについてはいまだに平成23年4月ということで古い情報になっておりますので、これについても早急に改善をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ただいま原田議員が御指摘いただきましたホームページの更新については、私も同じ問題意識をかねてから持っております、ただし、少ない職員数での対応が非常に厳しいという中にありまして、今回、条例を提案しまして、広報広聴機能を高める御提案をさせていただいております。これによりまして、ホームページの更新だけでなく、住民の皆さんが欲しいと思われる情報をいつでもとられる環境、今計画しております家庭の情報配信につきましても、そのプラットフォームになる、そういうホームページにできればというふうに考えているところです。予算との兼ね合いもありますが、できるところからホームページ、広報紙、地域内の掲示板、また家庭への配信、こうした面を総合的に行っていく計画でございます。

○4番（原田 希君）

ぜひそういった情報というのは、なるべく早く最新の情報をお伝えすべきだというふうに思いますので、いろいろ問題等はあるとは思いますが、ぜひそこはよろしく願いいたしまして、この項目は終わらせていただきます。

次、お願いします。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

各専門分野をつくり強化していくとのことであったが、進捗はどうかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

原田議員からの2番目の質問でございます。先ほどの質問の中でも何回も出ておりましたが、重なるようになると思いますが、御了承をお願いします。

平成27年4月から教育委員8人制となり、8人を幼稚園・保育園担当、小学校担当、中学校担当、生涯学習・社会教育担当というふうに2人ずつのグループで活動をしていただいております。4月に開催した臨時教育委員会会議で担当を決め、4月から活動をいただいております。5月の定例教育委員会会議では、1カ月間の情報をそれぞれの委員から提起をいただき、情報の共有化を図りながら、教育委員会一体となって活動をしております。

以上でございます。

○4番（原田 希君）

そのあたりの各担当の教育委員さんの大きな目的としては、情報の収集ということだったと思いますが、先ほど少し触れられたといいますが、ちょっと出ましたけど、具体的に各役

割ごとにこういった形の情報収集のやり方をされているのかということをお伺いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまのお尋ねにお答えさせていただきます。

それぞれの4つの専門分野に分かれた委員がどのような活動をしているかということですが、幼稚園、保育園等の幼児の世代を担っていただく委員さんには、やはり保育園、幼稚園とのかかわりがございます。そして、保護者の方、お母さんたちが多くございますので、やはり女性がいいということで、女性2名にしておるわけですが、今現在は、私ども教育委員会では幼保の施設といえましょうか、そこで入園している子供さんの様子とかその状況を見させていただくということで訪問をしております。大体学期に1つの園に行くという形でしているわけですが、そういうところをもう7月にすぐやっ来てまいりますので、訪問日などの調整など主体的にさせていただきます。これまではどっちかというと教育委員会事務局のほうで進めていたところを、今回からはやはり教育委員さんをお願いしたいなということで、今現在その調整をしているところでございます。

小学校につきましては、小学校分野はやはり児童を見てもらうわけでございますので、学校の状態などということになりますので、男女それぞれに分かれていただいて、男性の目線、それから女性の目線というような形で情報を見てもらう。最近のところでは、学校の状況をちょっと見に行こうということで6月2日だったと思いますけれども、昼休みに学校のほうに出向いたりして情報を私、教育委員会のほうにこういう状況でしたということで御報告をいただいております。

中学校のほうも小学校と同じように、男子、女子の2名で当たっていただいております。先ほど町長から話が出ましたけれども、PTAの会合のところでは教育委員会が考えているというそのことも教育委員として話をさせていただいて、今までにないような活躍をして、そしてその中で御意見があればということで情報収集をしていただいておりますが、今回のところではそういう御意見はいただけなかったということでもあります。

そしてまた、一昨日はオープンスクールがありましたけれども、そういうところに行って学校の様子などもいろいろとチェックをして——チェックというと失礼になりますけれども、情報を収集していただいているところであります。

生涯学習につきましては、男性お二人という形でいろいろと地域の話、その情報などを求めていただいております。現時点のところでは、ここまで上げるほどの情報までは至っておりませんが、2人の委員さんはそれぞれ役を担っていただいております。昨日もスーパーキックベースボールのときにはおいでいただいておりますけれども、これは子供でしたけれども、いろんな場所に出向いて情報を収集するようには努めてくれているところでございます。

以上です。

○4番（原田 希君）

今、御説明いただきました。基本的に訪問して、そこでちょっと会話をしながら情報収集という形かなというふうに捉えました。

済みません、今ちょっと思いついたんですけど、ひょっと行って、どんなねとか施設をざっと見て回るというのも小まめにやられれば十分いいのかなというふうに思うんですが、例えば、教育委員さんがこういった形で小学校、中学校、専門の委員さんがこの日に皆さんの意見を聞きたいですということでお知らせして、ある程度の方に集まっていたいて、こっちからこう考えているということではなくて、どうですか、何か不満はないですかとか学校で困ったことはないですかとか、そういった会議を開くというのもいいんじゃないかなと、済みません、ちょっと今、思いつきなのであれなんですけど、いかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

大変ありがたい御提言です。そういう会合をある程度決めて、このときにいろんな情報というのを、今度6月18日であったと思いますけれども、小学校では県から学校訪問があります。それで、そこには全部行きまして、そしてその学校の状況をいろいろと学校の先生とお話をしたりして情報もしております。ですから、そういうようなことは今までもやっておりますし、今後もやっていきますし、必要に応じたらそういうふうに会合、いついつに集まっているんなお話をしたいということであれば、やっていきたい。特に、今現在は中学校のオンライン補充学習等も計画しておるわけでございますので、それについてのいろいろの会合、説明会等にも情報収集、それから説明等をしていきたいと思っておりますので、今の提言は教育委員会としても逐一実施していく計画であるということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○4番（原田 希君）

とにかくさまざまな分野の情報を集めると、それを今後生かしていくということが一番の目的だろうというふうに思いますので、先ほど中学校の話も出ましたが、なかなかいろんな御意見等もあるようでございますので、しっかりとそこは小さな声も聞き漏らさぬような、そういった対応をしていただきたいなというふうにお願いをします。

これについては終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

公共施設の管理・運営について、その第1番目、町民センターの利用について（運営の目的、利用状況、減免の取扱い等）についてという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。私のほうからは4番原田議員の質問事項2、公共施設の管理・

運営についての要旨1、町民センターの利用について（運営の目的、利用状況、減免の取扱い等）についてお答えをいたします。

上峰町民センターは、ホールやギャラリーがある公民館と会議室や和室、調理室がある農村環境改善センターの2つの施設から成り立っています。運営の目的は、公民館については社会教育法第20条により、農村環境改善センターは設置及び管理に関する条例により定義されています。総じて町民の皆様の文化、教養の向上、健康増進を目的に大いに利用いただきますとともに、公民館が行いますセミナーや文化活動、またホールで開催されます多くのイベントに御来場いただくべく企画運営しています。

次に、利用状況についてでございます。

町民センターは26年4月より使用料について町外の方は3倍、いわゆる町外規定を廃止し、多くの皆様に活用いただきました。特に、公民館の利用件数は平成25年度の351件が平成26年度では386件となり、約1割の利用増となりました。町民センター全体の使用料も平成25年度の3,040,340円から26年度は3,214,400円となり、約6%の増となりました。

最後に、減免の取り扱いについてでございます。

利用料の減免については、上峰町公民館の設置及び管理に関する条例第7条により、また上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例第8条により、いずれも「教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。」と規定されています。

さらに、上峰町公民館の設置及び管理運営に関する規則第8条により、1、町内の社会教育関係団体及び社会福祉関係団体等が使用するとき全額または半額、2、町が後援する行事などに使用するとき全額または半額、3、教育委員会が特別の理由があると認めるとき全額または半額と規定されています。また、上峰町農村環境改善センターの使用料減免についても、設置及び管理運営に関する規則第10条により、1、町が後援する行事などに使用するとき、2、その他、特に必要があると認めるときと規定されております。

窓口では、使用許可申請受け付け時に規則により減免対象となっている団体については減免事例により減免割合及び使用料納付額を算定し、受け付けます。また、新規の案件の減免申し出につきましては、使用料減免申請書の提出を求めます。提出された案件は、それぞれの施設の条例及び施行規則により減免の可否、減免割合について案を作成し、直近の教育委員会で協議、承認をしております。

私のほうからは以上です。

○4番（原田 希君）

町外3倍規定を撤廃されて、利用件数というのはふえているのかなというふうに思っております。この町民センターに関しましては、このあたりではやっぱり音響等々を見ても、ほかに引けをとらない、ほかよりもちょっとレベルが高いホール、町民センターではないかと

いうふうに思っておりますので、3倍を取っ払って件数が伸びてきているということでございますので、ぜひ今後も利用される皆さんが気持ちよく利用されて、また使いたいというような施設運営をやっていただきたいというふうに思っているところでございます。

そんな中で、冒頭も申し上げました教育長の教育方針の中に「文化芸術活動への関心を深めることができるよう町民センター等の生涯学習関連施設の利用促進を図ります」ということであります。具体的にどういった方法をもってこの利用促進を図っていくのか、現在、考えをお持ちであれば、お聞きしたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えさせていただきます。

教育長の教育方針の中でも記載させていただいておりますけれども、放課後子供教室などのところにも今度新しく追加するものを入れました。そしてまた、町民センターのホールの使用につきましても、NHKの番組とか宝くじ関係のものを入れたりしておりますので、その日時等、詳しいことについては課長のほうから答弁させたいと思います。

以上です。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

町民センターホールでは、ことしNHK佐賀放送局のイベントを今、協議をしているところでございます。また、宝くじ文化公演を誘致し、コンサート、講演会を計画しております。NHK佐賀放送局については2月に、宝くじ文化公演については3月の開演をということで協議を進めておるところでございます。

以上です。

○4番（原田 希君）

済みません、私の質問の仕方がちょっと悪かったのかなというふうに思うんですが、町が行う事業ではなくて、町内の一般の方、町外の一般の方がもっと利用したいというふうに思えるような考えはないかという意味での質問でございましたので、もう一度お願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

やっぱり使ってみて、ああ、よかったなと思っていただくことが利用の増であろうと思っていますので、そういうふうに言っていただけるような、そしてまた、町民センターが、公民館がどうやったらもっとよくなるかということで、使用していただいた方にはアンケートなどをいただいております。それをいろいろとまた見ながら、公民館、町民センター、そういう形でしっかり運営をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○4番（原田 希君）

しっかりやっていただきたいと思います。皆さんは利用される方はお客さんというような表現をされるというふうに思いますので、ぜひ気持ちよく、また使いたいと思えるような環境づくりをやっていただきたい。

それから、先ほど言いました教育長の方針の最初に言いました部分のもう1個下に大分老朽化していると、その印象を払拭するために外壁をきれいにするというふうに書いてありますが、会議室等々の内装もちょっとひどいなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かにいろいろと議員の方にも会議のところにも御参加いただきまして、本当にいろいろ御意見ありがとうございました。そのときに、やはり会議室の内装の部分がちょっと目にとまられるということは、その管理者である教育委員会教育長として十分気を痛めているところでございます。できるだけ適切にその要求をしながらか、改修に向けていきたいというふうに思っているところでございます。係等に十分指示しまして、予算要求などにも努力をしていきたいと思います。

以上です。

○4番（原田 希君）

やっぱりここに限らず、学校を初め、さまざまな公共施設の老朽化が実際進んでおります。これについては計画を立ててやっていくということでしたが、なるべくそういったところで教育長も会議室の内装については十分何とかしたいという思いを持ってあるということでございますので、外壁もやるんだったら、中もきちっときれいにして、そういった施設の全体的な環境整備をきちっとやっていって、ますますの利用増につなげていっていただきたいというふうに思っております。

3倍の撤廃ということをされましたが、これは佐賀県東部の連携の会議の中でそういった話になってきたんじゃないかなというふうに思っていますが、済みません、ちょっと名称を忘れてしまいました。東部地域ビジョン検討会の中でそういった流れになったんじゃないかなというふうに思いますが、現在、施設関係、使用料関係、町内外の利用関係、そういった協議は現在も続いているのか、続いているとすれば、どういった協議が今なされているのか、それをお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

ビジョン検討会を延長した将来のあり方検討会議については、会議自体の頻度は少なくなっていると認識しておりますし、私が参加する場面も昨年3月――失礼しました、ちょっと記憶が定かでないでございますので、はっきりと申し上げませんが、少なくなってきております。しかしながら、広域の話し合いの中で、この使用料を平準化しようという取り組みは、

ビジョン検討会の枠組みの構成市町であります鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町以外の枠組みでも協議を始めているところがございます、できることからやっていきたいという視点で臨んでいただいております。

鳥栖・三養基ビジョン検討会の中では使用料の平準化には至っておりません。各市町それぞれ施設を抱えておられて、やはり町内、町外規定を設けておられるところがございます。今現在、私どもが平準化をしたいということを持ちかけておりますが、それに応えていただいているとはいえないような状況でございます。吉野ヶ里町さんと、現在、温水プールの使用料の平準化と、現在、検討されておられるようであります文化体育施設等の施設の使用料についても、あわせて協議対象にさせていただければと思っております。個人的には多良町長からは大変よいことだというような御意見をいただいております。それぞれの市町で抱える施設がそれぞれあって、それぞれの市町の住民の方しか使えないというのはもう時代おくれで、町外、町内料金を撤廃して、個人の住民の移動の範囲に応じた施設環境整備をしていくことも広域行政として必要じゃないかというお話をいただいて、私もそういう認識でございますので、それぞれの事務局で話し合っているところでございます。

以上です。

○4番（原田 希君）

今、御説明いただきました。私も町外の方からいろいろとこれは鳥栖・三養基の枠外の方だったんですが、ちょっと自分たちの何といいますか、金額的な折り合いがつけば、どんどん町民センターを利用したいんだけどねというような話もたくさん町外の方から聞いております。そういった広域連携を通して、何かしらヒントを得ながら、町内施設の利用増をまだまだふやしていけるんじゃないかというふうに私自身は思っておりますので、しっかりその辺は進めていただきたいというふうに思っておりますので、最後、一言お願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま現在、施設使用料は3倍撤廃しておりますので、利用料としては町内、町外同じにさせていただいているということで、これ以上のところは、今のところ考えは持っておりません。御理解いただければというふうに思いますが。

○4番（原田 希君）

いや、これ以上の考えはないということではなくて、そういった広域連携の協議を通しながら、何かしらそういうヒントも出てくるんじゃないかというふうに考えますので、実際、町外の方からも上峰町の施設を利用したいというような声もたくさん聞きますので、考えがないではなくて、そういった連携、広域でのさまざまな協議等々を積極的に行っていただきながら、何かしらこの利用増につなげていけるようなヒントを見つけていただきたいという趣旨でございましたので、もう一度お願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

利用増を目的とするということであれば、それは利用料撤廃が一番いいかと思えますけれども、我々、その管理者といたしましては、やはり運営をするためには料金というものはいただきたいと思えますし、広域の各市町で全てが撤廃しようという、そういうビジョンの検討委員会の中でいくとすれば、それはそういう大枠の中での決めごとでございますので、その方向でいくものと思えますが、今現在は、やはり管理運営していくためには運用資金というものはある程度必要ではないかというふうに思っております。御理解いただければと思えます。

○町長（武廣勇平君）

町民センターの使用料は私の所管でございまして、私の基本的な考え方としては、吉野ヶ里町と本町が使用料の平準化を考えるのは自然なことじゃないかなと思っております。といたしますのも、人口が多いところはどうしてもやっぱり住民の皆さん方の施設の使用頻度が高まりますので、町外料金を撤廃する必要もなく、運営が可能なのではないかと推察されます。本町は人口1万人で、近隣の市町の中では一番小規模な自治体であるがゆえに、こうした平準化をすることで利用促進を図っていくということが必要じゃないかと。吉野ヶ里町さんもそのように考えておられるようでありますので、少なくとも、ここの事務局同士の話し合いは継続していきたいと思っておりますし、今後については議員の皆様方にも御報告申し上げていきたいというふうに思います。

以上です。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

第2番目の項目であります児童公園におけるボールの飛び出しへの対応、対策について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

皆さんおはようございます。原田議員の質問事項2の公共施設の管理運営について、質問要旨2、児童公園（三上地区）におけるボールの飛び出しへの対応、対策についてという御質問にお答えをいたします。

先ほど議員のほうから御指摘がありましたとおり、三上地区の児童公園のほうでフェンスからボールが飛び出してくるなどの苦情が出ております。この件につきましては、以前にも同様の苦情が発生してございましたが、その際には地元の区長様と協議を行いまして、東側のフェンスに「ボールがフェンスを越えないように遊びましょう」、また、公園の入り口のほうにも「ボール遊びなどが原因となる事故損害について町は一切責任を負いません」というような記載をいたしました看板のほうを協議の上、設置をしております。また、地区内でのボール遊びについての注意喚起のチラシの回覧、地区懇談会での話し合いなどもしていただ

きまして、夕方はうちの課の職員のほうで見回りを行っておりまして、苦情のほうは当面落ちついておりました。ところが、ことしの3月にまた苦情のほうが出ておるといってお話がありまして、地元の区長様等との協議を行いまして、それ以降、また職員のほうで見回りを行っておりところでございます。雨天じゃない場合の平日につきましては、ほぼ毎日夕刻回っておりますが、ボール遊びを行っている子供がいる場合につきましては、フェンスのほうに蹴らないようにということで注意をいたしておりますし、公園に来ておられる大人の方々にもボール遊びに対する注意喚起のほうをお願いいたしておりますところでございます。現在、その見回りをまた開始をして以降は、企画課のほうにはそれらしい苦情のほうは寄せられておりません。

今後につきましても、見回り等を含めまして、苦情等があった場合には地元の区長様等と協議を行いながら、対応のほうをしていただきたいと思いますと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○4番（原田 希君）

最近はそういったお話が出ていないということでございましたが、私、直接これは相談を受けまして、地元選出の同僚議員さんがいらっしゃいますので、御相談をして区長さんのほうにお願いをしていただきました。できれば、例えば、ちょっとフェンスをかさ上げするかネットを張るというふうなことをしていただければ、毎日そういった見回りもしなくていいですし、見回りでそのとき見つけて、ちょっとこっちに蹴ったらだめよと言っても、ずっと見ているわけじゃないですので、子供はそういった看板があっても一生懸命熱中してしまえば力が入り過ぎてしまうというようなこともあろうかと思えます。横に道路もありますし、通行も車、バイク、自転車等あるわけですので、以前、ちょっとそういった学校からボールが飛び出してバイクが転んでというようなニュースもございましたが、できれば、もう見回りをしなくても子供たちが安心して一生懸命に遊べるような環境整備ができないものかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（高島浩介君）

ただいまネットというお話でございまして、そこにつきましても、以前苦情があったときにそういうお話で、区長さんのほうとも1回協議をいたしました。東側のほうにネットをかさ上げといいますか、風を持つ関係でなかなかかさ上げというところは業者に聞きましたところでも難しいということで、フェンスの建てかえ等も検討をいたした中で、ちょっと費用的な部分もございまして、当時のお話の中ではちょっと現在のよう形でということで看板のかけかえ、それから見回り等を行うというような形で進んでおりました。今回また議員様のほうから御提案があったということで、費用等の問題もございましてあれではあります、地元の御意向もあるかと思っておりますので、また今後区長さんのほうと検討を続けていきたいと思えます。

以上でございます。

○4番（原田 希君）

27年3月の町長の施政方針の中に公園緑地というところで、これは公園内の遊具等のお話なんですけど、「町内全域の公園遊具等の修繕または廃棄等を計画的に実施し、安全確保に努めます。」というふうな方針が立てられています。これは公園の中の話なんですけど、公園の外に予想されるそういった危険等も考えていただきながら、この公園内、公園周辺等の安全確保をしっかりとやっていただきたいとお願いをしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後、町長、一言お願いします。

○町長（武廣勇平君）

遊具の点検につきましては、法令に従って私どもの管理運営責任が問われるところではありますが、先ほど議員が言われましたボールが転がって、愛媛県今治市で小6男児が蹴ったサッカーボールがオートバイに乗車していた85歳の高齢者が転倒した事案につきましては、民事訴訟判決で4月9日の最高裁で下った判決は私どもも大変驚いたところでした。遺族側の請求を退け、保護者に対する責任の度合いについての議論が始まりそうな状況になっております。こういう判例をもとに、私どもとして守備範囲をしっかりと設けながら、ただし、地区だけでなく、子供たちが遊べる空間がないという議論も両方考えながら、公園の運営については考えていくべき問題であろうかと思っております。

先ほど企画課長が申し上げられましたように、フェンスについての議論は以前、地区とも協議をされた経緯があるという中で、再度、議員のほうからフェンスについての御提案があったということを経験された皆様方にお話しし、協議をしていただくような場を担当のほうに申し上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（原田 希君）

ぜひそういった形で安全の確保に努めていただきたいというふうにお願ひしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

以上で4番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

5番寺崎太彦君、お願いいたします。

○5番（寺崎太彦君）

皆様おはようございます。5番寺崎太彦、議長の許可がございましたので、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

それでは、一般質問通告書に沿って一般質問をしていきたいと思います。

まず、第1に上峰町の印象、副町長の考えはとして、大きい1項目、ことしの1月に国の地方創生人材支援制度に関するエントリー案内が来て、みずから手を挙げて上峰町に来られた副町長の積極的な、頭で考えるより先に行動したと書いてあります。その副町長が感じた上峰町の印象は。

続きまして2項目め、新聞報道では、「まちづくりも教育も現場が第一。いろんな人たちと直接出会い、話をして活気あるまちづくりに貢献したい」とおっしゃっております。なので、副町長が考える、活気あるまちづくりはとして2項目め。

大きな2項目め、国民健康保険について。

日本国民全部が全て医療保険に入っており、全ての町民に関係あると思いますけれども、医療保険制度改革関連法が成立したが、町民への影響はとお伺いします。

2項目めは、佐賀県内では上峰町は国民健康保険の規模が一番小さいとしてお伺いしております。その上峰町の国民健康保険の財政状況はとして2項目め。

3項目めに、今、特定健診が行われておりますけれども、特定健診に歯科の導入はと、以前お聞きしましたけれども、もう一回させていただきます。

そして、大きな3項目め、交通安全対策は。

今、中学校東側の町道の歩行者の安全対策はとしてお伺いします。ここは通学路でもあり、一応スクールゾーンには認定されておられませんけれども、その歩行者の安全対策はどうなっているか、お伺いいたします。

以上です。それでは、よろしくお願いたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、上峰町の印象について、副町長の考えはということで、第1項目、副町長が感じた、上峰町の印象はという質問に対して答弁を求めます。

○副町長（米本善則君）

おはようございます。まず、5番寺崎議員の1問目、上峰町の印象、副町長の考えはの1項目め、副町長が感じた、上峰町の印象はについてお答えさせていただきたいと思います。

さきの3月定例会におきまして、議員各位の御同意をいただき4月1日より副町長に就任させていただきまして、はや2カ月が経過いたしました。就任直後より保育所や小学校、中学校の入学式を初め、町内の各行事、各種団体が開催される会議や催し物にさまざまな形で参加させていただきました。その中でも多くの方々とお会いさせていただいているところでございまして、皆様方には気さくに接していただき、ここ上峰のいいところ、いろんなところをお話を伺っているところであります。このことにつきましては感謝を申し上げたいと思っております。

また、御質問の町の印象についてでございますけれども、北部は鎮西山を初めとする自然豊かな環境に恵まれまして、南部には広がる田園、耕作地帯が広がっております。また、多くの雇用を担う佐賀東部中核工業団地等の産業地帯の集積、それから町の中心部を核としたにぎわい、それから日常の生活を支える商業エリアがコンパクトに配置された町となっております。私も、自分の実家、福井の高浜町というところになりますけれども、人口規模は大体同じぐらいでございます。そういったところと比べまして、非常に環境の整ったよい町であるなというのが、まず第一印象でございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○5番（寺崎太彦君）

北部は鎮西山を中心に、そして、工業団地、それと商業ゾーンとコンパクトにまとまっているというお答えで、高浜町に似ていると。上峰町にずっと住んでいる私はなかなか、上峰町はいいところだとか言われても、時々何か、どうかなとか、何かよその町と、ここは足りないかなとかいろいろ考えますけれども、実際町外から来られてそのような印象があるということを知りまして、やはりそこら辺を中心に上峰町を伸ばしていかないといけないかなと思って再認識しました。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、副町長が考える、活気あるまちづくりはという質問に対して答弁を求めます。

○副町長（米本善則君）

それでは、2つ目の副町長が考える、活気あるまちづくりはについてお答えさせていただきます。

これまで私が携わってきた仕事やその経験を通しまして、私が考える活気あるまちづくりということで御説明させていただきますと、私は教育の分野でこれまで仕事をしておったところでございますが、教育の中でも社会教育や、それから生涯学習といった分野を長く経験させていただいております。社会教育や生涯学習と申しますと、一般的には公民館や教育委員会などで取り組まれております講演会、それから文化活動、イベント、また、趣味、教養

などを高めていただくための講座、そういった住民の皆様方の学習活動や余暇の充実など学ぶ楽しさを支援していくことが主な分野としてこれまでとられているところだと思います。

もちろん、このような取り組みや活動が心の豊かさ、それから生きる喜び、学ぶ喜びを支える生涯学習社会の形成をこれまで目指して国を挙げて取り組んできたところでもあるわけですが、平成25年に閣議決定されました教育振興基本計画におきましては、自立、協働、それから創造という大きな理念のもとに、「絆づくりと活力あるコミュニティーの形成 ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～」という、こういう新たな柱立てが教育の世界でもなされておるところです。

これは、御承知のとおり、東日本大震災をきっかけといたしまして、一層顕在化したり加速化してまいりました少子・高齢化、地域社会とのつながり、雇用創出やグローバル化への対応などさまざまな地域課題や社会全体の活力低下に対し、教育の分野においても学びを通じて多様な人々が主体的に社会にかかわり合ったり、支え合ったり、協働意識を醸成するなど、社会全体の教育力を、また地域力を高めるために、その環境整備など文部科学省を初めといたしまして、関係各省、経済界などさまざまな主体が連携し取り組んでいくことが計画に盛り込まれたところでございます。

これまでの社会教育や生涯学習分野が培ってきた学びのノウハウ、それからプロセス、手法などといったものを積極的に地域社会にかかわり、主体的に地域課題に向き合う市民性を育むところへ、本来持っておりました社会教育、生涯学習が持つ意義、それから使命を果たすことで地方創生にも貢献していくということが国のほうでも求められているところです。このような折に、地方創生人材派遣制度のお話を私自身もいただきまして、この私の経験なども生かしてまちづくりに貢献したいと考え、この町でお世話になることとなった次第でございます。

上峰町は、さきにも申し上げましたけれども、豊かな自然環境にありながら、都市部に近接しておりまして、農工並進によりこれまで発展してきた町であります。町内の各地区のお取りまとめいただいております区長会の皆様、それから消防団、ほかさまざまな分野で御貢献いただいている地域組織とか、ほか団体など、まだまだ健在な地域であると確信しております。全国の過疎等の課題を抱える地域では失われつつあります地縁による地域力など、この町の強みを生かし、定住促進を図るための教育、福祉、コミュニティーの活性、それから、私は若者が活躍する場、それから機会を創出するというようなことによって安全・安心なまちづくりを進めていくことが活気あるまちづくりにつながるものと考えております。

いずれにいたしましても、まだ就任2カ月でございますので、一日も早く上峰町のことを知り、より多くの住民の皆様方の声をお聞きしながら、微力ではございますが、武廣町長のもと上峰町をお支えてまいりたいと考えております。

以上、御質問に対するお答えとさせていただきます。

○5番（寺崎太彦君）

米本副町長が言われた、簡単に言うとまちづくりイコール人づくりで、その基本は教育かなと思って聞いておりました。上峰町だけではなく日本全国なんですけど、人口減少や、上峰町は若年層人口が多いと言われてはおりますけれども、その若者がよそに出ていかないように、何か具体的に副町長が考える策がありましたら、お教え願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○副町長（米本善則君）

ただいまの私が考える若者をこの町に残すというアイデア的な話でございますけど、正直申し上げて、なかなかそういう若者たちと交流、話を聞くという機会がまだたくさんあるというわけではございませんので、まずは若者たちの声を聞く場に出向いていきたいというのが一つ考えているところでございます。

ただ、私が国のほうでいろんな地域の情報事例を見させていただく中で、非常に東北の震災以降、若者たちのボランティア精神であるとか、そういった地域にかかわる、かかわろうという意識が高まっているというのは、私の感覚でございますけれども、感じている次第です。ということで、そういった学生をどうにかこの町に興味を向けていくということも、この町の中の若者たちだけでなく、町外の若者たちに対しても何かアピールをしていけるようなものがあればよいのではないかなということを少し、まだ今の時点ではございますけれども、考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

副町長、千葉から来ていただいて、そして、国とのパイプがありますので、ぜひともいろいろな手を考えて上峰町の活気あるまちづくりをしっかりと一緒につくっていただけたいかと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

国民健康保険について、まず第1、医療保険制度改革の関連法が成立したが、町民への影響はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。私のほうから寺崎議員の質問事項2、国民健康保険についての1番目、医療保険制度改革の関連法案が成立したが、町民への影響はとの質問に答弁させていただきます。

この改革で市町村に大きく関係しているのは、国民健康保険制度改革で平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることでございます。今までは市町が保険者となりまして

運営しておりましたけれども、平成30年度からは都道府県が保険者となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図ることとされております。具体的には、都道府県は県内の統一的な国保の運営を定め、市町村ごとの分付金決定及び標準保険料等の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化、広域化等の促進を実施します。市町村は、地域住民と直接顔の見える中、保険料の徴収、資格管理、保険事業等、地域におけるきめ細やかな事業を引き続き行うこととなっております。そこで、住民への影響ということでございますけれども、現時点におきましては、直接住民への影響はないものと考えております。

以上で寺崎議員の質問に答弁させていただきます。

○5番（寺崎太彦君）

平成30年、2018年度から運営主体が市町村から都道府県に移行すると説明されておりましたけど、私が調べたところは、健康保険や共済の後期高齢者医療制度に出す負担金の増とか、2016年から2018年度の入院時の食事代の段階的引き上げや、かかりつけ医の紹介状を持たない患者さんが大病院を受診する場合の定額負担、それから混合診療の枠を広げる、それから保険者努力支援制度の創設などと思っておりましたけれども、そこら辺はどうなんですか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどの1項目めの後期高齢者の支援制度ということで、現在、後期高齢者支援金ということで国民健康保険も支援金を支払ってはおりますけれども、これを平成29年度からは全面総報酬割ということで、今までは報酬割を被保険者等が多くの部分で報酬割が決められておりましたけれども、平成27年度に2分の1、平成28年度には3分の2に総報酬割を引き上げて、所得の多い、収入が多い保険者、協会けんぽ、あるいは健保組合等での支援金を上げていくというようなことの後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施ということになっております。また、先ほど大病院等の受診、あるいは食事の療養費の負担というものも今後随時改正がなされていくということになっております。

以上です。

○5番（寺崎太彦君）

岡課長の説明の中にはありませんでしたけれども、混合診療の枠を広げるとありますけれども、今まで保険では混合診療はできなかったと思いますけれども、ここら辺はどのようになってくるのでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

済みません。ただいまの寺崎議員の質問の混合診療についてというような質問なんですけれども、今現在、私の手元に持っている部分の資料がありませんので、調べまして、後ほど回答をさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

○5番（寺崎太彦君）

平成30年、2018年度から市町村から都道府県へ移管されますけれども、その移管の理由や基本的な考え、それから、そのタイムスケジュールはどのようになっておりますでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

基本的には、国民健康保険の平成30年度からの県の財政運営の責任主体ということになりますけれども、これにつきましては、各市町、大きな市町、小さな市町があるんですけれども、なかなか保険料、保険税で運営できなくて赤字というようなところの保険者もおりますので、それを安定的に、小さな市町になりますと、少々の医療費が増大するということになりますと、これが即財政を圧迫していくというようなことで、安定的な財政運営、効率的な事業の確保等で県が運営の中心的な役割を担うというようなことで、この制度の安定化を図る目的で県のほうに移管をされます。その中で、平成28年度、来年度なんですけれども、28年度、29年度にかけまして、各市町につきましては、条例の整備等が出てきます。その条例の整備を行いまして、あと細部につきましては、今県のほうで広域化の会議が行われておりますけれども、これは各市町の担当課長が集まりまして、その中で細部のことにつきまして協議を重ね、30年度の県の運営に当たっていきたいということで、今、県全体でそういうふうな協議がされて、28年、29年で、最終的には29年度の条例整備になると思うんですけれども、そういうふうなスケジュールで30年度に向かって計画が進められております。

以上です。

○5番（寺崎太彦君）

先ほど自分が言いました6番目、保険者努力支援制度の創設、この中は、ジェネリック医薬品の使用割合を高め生活習慣病の予防指導に取り組むなど医療費の抑制に努める自治体に優先的に国費を分配するとなっております。それと、その改正の中身は、やはり医療費の抑制が大きな目的だと思います。で、健康保険のレセプトデータが上がってくると思いますけれども、そこら辺の上峰町の分析はどのようになっておりますでしょうか。1人当たりの医療費の推移や疾病の構造への上峰町の、いろいろ市町村によって違うと思います。そこら辺の分析の結果はどうでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、レセプト点検なんですけれども、レセプト点検につきましては、月1回業者に委託をしまして点検をいたしております。その中には資格管理、あるいは中の医療費の適正な請求等の、それをもとに国民健康保険連合会、そちらのほうに点検をいたしたものを送って連合会のほうで審査をされて、そういうふうな請求等の改善に努めているということになります。

また、今現在の医療費の分析なんですけれども、東部地区につきましては、基本的には医療費が高いような傾向はありますけれども、本町につきましては県内の中では中間程度の総

医療費の位置づけになっております。

以上です。

○5番（寺崎太彦君）

医療費の動向、1人当たりの医療費の推移、平成22年度で県の平均355,318円となっており、市町村別で一番高いのはみやき町で430,337円、最も低い太良町では290,856円であり、上峰町はその中間地点、みやき町は福岡県の境であって医療機関も、大きな病院もあり高いので、上峰町も比較的高いのかなと思っておりましたけれども、それは中間地点ということでした。

それから、さっき課長が説明されたレセプトの点検はされておるということでしたけれども、その内容ですね、どのような病気で病院にかかったかと、そういうのは上峰町の場合はないのでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

レセプト点検の内容なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、まずは資格管理といまして、その方が国民健康保険の被保険者であるかどうかというような資格管理、あるいは病院、個々の病院につきまして医療費が、レセプトが来るんですけれども、そのレセプトの中で、例えばこの医療費にこの薬剤が適正かどうか、あるいはこの薬剤の量が適正かどうかというような、そういうふうな、あるいは点数、初診料の点数、あるいはほかの点数等を確認し、それを国民健康保険連合会のほうに上げているというような状況でございます。

以上です。

○5番（寺崎太彦君）

私が持っている資料では、佐賀県の中では、平成23年5月及び平成24年5月分の疾病分類で見たところ、循環器系の疾患、歯科疾患、呼吸器系の疾患、内分泌栄養及び代謝の疾患、目及び附属器官の疾患の順で受診率が高い。そして、年齢別で見ると、乳幼児を中心に若年層で呼吸器系の疾患の受診率が高く、14歳以下の40%超、また、高齢層では循環器系の疾患の受診率が高い、そういう調査が出ておりますけれども、やはり上峰町も何かここら辺調べると特徴が出てくるんじゃないかと思いますが、そこら辺の調査を今後されていくのかどうか、お聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほど答弁をいたしました部分につきましては、レセプト点検の中身でございまして、今の寺崎議員の質問の中の答弁につきましては、各疾患別のデータ分析というようなことかなと思います。現在、国民健康保険につきましては、システム等を導入しておりまして、これに基づきまして、そういうふうな疾患別の分類、あるいは健診による重症化の分類、そういう部分も今のシステム等には入っておりますので、そういう分類的なものは出ますけれども、今現在、その分類の資料が手元にありませんけれども、今後はそういうふうに分類作業とい

うのはできる状況にはあります。

以上です。

○5番（寺崎太彦君）

以前のレセプトは紙ベースでありました。それで、今はほとんど電子カルテになっておりますので、そのデータは簡単に分析できると思いますので、やはり細かく上峰町民の皆さんがどのような病気になっておるかとか、年齢層で、いろいろ調査したら、やはり医療費の抑制にもなるし、また次に定期健診も質問いたしますので、そこら辺、定期健診とか重点的にできるのではないかと思いますので、そこら辺はよろしく願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと補足をいたします。

ちょっと答弁漏れもあったことと思いますので、まず保険料の考え方ですね。どうも認識が異なるまま並行しているような感じを今聞いていて感じました。今回は都道府県に移管すると、こういうことではありますが、各市町で保険料の徴収は引き続き行うということで、多分恐らく懸念されておられます、保険料が上がるのではないかという御懸念は、当面の間はこの形で保険料を町として徴収していくということになると理解しております。

また、おっしゃいました今回の法改正によりまして市町村国保の財政運営主体の都道府県移行と公費投入の拡充以外にも、議員おっしゃいますように、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入と負担の重い被用者保険への支援であったり、協会けんぽに対する国庫補助率の維持については、先ほど岡課長が申されましたとおりでありますし、入院時の診療費の引き上げにつきましては、入院時の食事代、1食当たり260円が28年度に360円、平成30年度に460円とする予定になっております。また、紹介状なし大病院の受診の定額負担の義務化であったり、患者申し出療養の創設、そして、先ほどから議員がお尋ねになります患者の申し出で混合診療を受けられるということについては、スケジュールのお尋ねがあったと思いますが、2016年から開始をされるようでございます。その他のものについても2015年から始まる入院費の食事代引き上げと高齢者医療の負担金の段階的引き上げは2016年から、さらに2017年に引き上げを完了し、2018年からは、先ほど申しました額で進めていかれるというふうに整備されているようでございます。

また、この県の広域化をどのように考えるかなんですけれども、これもお尋ねにありましたが、基本的には国としては保険を安定させたいということで考えておられたということで認識しておりましたが、今現在、若干意味づけが変わってしまっていて、といいますのも、それぞれの市町で保険料を徴収するんであれば保険の安定にどうつながるのかというところだと思いますけれども、医療費適正化計画というのをお互いあわせてつくっていくことをこの法律の中で定めまして、都道府県で自分たちの医療費適正化計画と医療圏構想というものを持ちながら、その中で都道府県が責任を持って国保を運営していくという一元化を図ることで責任の

所在をはっきりさせていくということが、ひとつ地域の医療の供給面と財政面双方の運営責任を都道府県に担わせるという点にあるというふうで書かれているようでございます。

以上です。

○5番（寺崎太彦君）

1つ確認なんですけど、都道府県になるということは、保険料の平準化をするということではないということでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

そうです。もともとこの国民健康保険というのは、私が生まれる20年前、昭和34年につくられまして、当時は、農林水産業に従事される方が7割で運営をされてきたと、ところが高齢化が進み、正規職員じゃない非正規の方々が多く加入され、今やその割合が7割になってきて、財政運営上大変厳しくなると、この中で、これまで財政の調整をするために国費を投入して安定を図るような、これを臨時的措置から恒久法に変えられたわけですけども、その後に社会保障・税と一体改革で税を充てながら運営を確固たるものにしていくという流れにありました。その中で保険を安定させるということで都道府県に移管するという運びになっておりましたが、現在はその医療構想、また、医療費適正化計画を担うように県にお示しになられ、かつ県にその保険を広域化することで責任の所在を一致させるというような形で進められているというふうに考えております。

○5番（寺崎太彦君）

国保は高齢者や農業者や自営業者とか退職者とか、なかなか生活基盤が安定しない方が多いので、ぜひとも皆さんが安定的に医療機関を使えるものが必要と思いますので、そこら辺をしっかりとやってもらいたいと思います。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。5番議員、答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

上峰町の国民健康保険の財政状況について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

寺崎議員の質問事項の2の国民健康保険についての2番目、上峰町の国民健康保険の財政状況はというような質問に答弁させていただきます。

お手元のほうに資料を配付しておりますので、その資料によって説明をさせていただきます。

この平成23年度から25年度までの決算状況の資料でございます。平成23年度の歳入総額、それから歳出総額、それから歳入歳出差引額、翌年度に繰り越すべき財源はゼロでございます。それを引いた額が実質収支額というふうになります。

それから、単年度収支額というふうになりまして、平成23年度の実質収支額といたしましては120,694千円、平成24年度は111,387千円、平成25年度は実質収支額は106,986千円となっております。それに伴って単年度収支、この単年度収支というのは、実質収支から前年度の実質収支を引いた額に基金の積立金を足した額、これが単年度収支ということになっておりますけれども、平成23年度の単年度収支は21,981千円、平成24年度は693千円、平成25年度は5,598千円というふうになっております。この3カ年間、実施収支及び単年度収支とも黒字になってはおります。ただ、この実質収支が赤字になってきますと、その保険税の改定も今後は考えなければなりませんけれども、現時点ではこれが黒字になっておりますので、保険税の改定というのは考えてはおりません。

その下、国民健康保険の財政調整基金の状況なんですけれども、3年間毎年10,000千円ずつ積み立てまして、平成23年度末が60,122千円、平成24年度が年度末で70,122千円、平成25年度末の基金残高が80,122千円ということになりまして、平成25年度、今年度もやや、26年度の決算はまだ出ておりませんが、10,000千円は積み立てておりませんが、利息の分を数万円積み立てている程度でございまして、25年度、26年度の末というのはそんなに変わってはおりませんが、一応80,000千円ぐらいの基金を持っているというような状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○5番（寺崎太彦君）

この資料を見ますと、平成24年度歳出がちょっとふえているようなんですけど、これは何か大きな病気があったとか、何か原因がわかれば教えてください。平成24年度ですね。

○健康福祉課長（岡 義行君）

平成24年度の歳出総額で、25年度よりも多くて23年度よりも多いというような状況で、この中身の分析につきましてはちょっと行っておりませんが、医療費の増によりましてところが大きいと思われまして。

以上です。

○5番（寺崎太彦君）

先ほども言いましたけれども、レセプトデータの調査とか、そこら辺が大切じゃないかなと思います。

上峰町は佐賀県の中でも国民健康保険の加入者が一番少ない中で、やはりその中の住民がちょっと重い病気をされたりしたらこんなふうにはぼんと上がるかなと思います。それで、基金をずっと、23年、24年、25年とずっと積み上げてこられており、先ほど病気のぐあいで、ひどい病気になったりすると、こんなふうには歳出がぼんとふえるから基金をある程度積み立てとかなきゃいけないかなと思いますけれども、そこら辺ちょっと余り積み立てるのはどうかで、ある程度のところで、ちょっと還元じゃないですけど、保険料の引き下げとか、そ

こら辺は考えてはもらえないのかなと思いますけれども。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、平成24年度の総支出額の件なんですけれども、平成23年度の一般保険者の療養給付費でいきますと、平成23年度は481,000千円でございます、これが平成24年度は487,000千円、平成25年度が478,000千円ということで、この一般保険者の療養給付費だけを見ても、平成24年度の分が上がっております。ほかの部分につきましてもそういうふうな状況になっておりますけれども、基本的には基金につきましては、そういうふうな緊急な医療費の増等につきまして基金を繰り入れましてその対策というふうになりますけれども、今年度、平成26年度なんですけれども、平成26年度の決算見込みにつきましては、先ほども申しましたとおり、基金の積み立てをその前3カ年間10,000千円ずつ積み立てたんですけれども、26年度はその積み立てができていない状況で、単年度決算的には、実質収支的には黒字にはなっているんですけれども、単年度収支的には赤字になっているというような状況で、これが毎年毎年どういうふうな状況になってくるかという、医療費の増嵩によりましてわからない面がありますので、現時点で10,000千円ずつ3カ年間積み立てたんですけれども、26年度はそういうふうで積み立てをされなかったというようなことで、その保険税の引き下げというようなことは現時点では考えておりませんし、今後の平成30年度の広域化に向けまして、その広域化のときの標準保険税率的なものが県のほうでどういうふうに示されていくかというようなことも考慮しまして、今のところ保険税の改定というのは考えてはおりません。

以上です。

○5番（寺崎太彦君）

先ほど言いましたけれども、上峰町は佐賀県の中で一番被保険者の数が少なく、なかなか安定しないと思いますので、やはりそこら辺は、安定して運営していくには、ある程度基金は必要かなと思いました。やはり安定していくようにしっかりと行ってください。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

3番目の項目であります。特定健診に歯科の導入はという質問に執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

寺崎議員の質問の3番目の項、特定健診に歯科の導入はということについて答弁させていただきます。

現在本町では、高齢者医療確保法に基づきまして、国民健康保険の加入者を対象といたしました特定健康診査を実施しております。この特定健康診査は、内臓脂肪型肥満でありますメタボリックシンドロームに着目した健診でございます、内臓脂肪型肥満に起因すると考えられております糖尿病、脂質異常症、高血圧症といった生活習慣病を予防するというこ

目的といたしております。

さらに、生活習慣病の重症化により発症のリスクが高まり高額な医療費につながると言われております心筋梗塞などの虚血性心疾患や脳梗塞などの脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全等への進展を予防し、将来的な医療費抑制につなげることを目標に実施しているものでございます。

特定健診の内容は、国で基本的な項目が定められております。本町も国の基準に順じて実施しております。内容につきましては、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査と医師の診察ということになっております。

特定健診に歯科の導入ということもございますけれども、特定健診の内容に歯科に関する項目は含まれておりませんが、歯周病疾患は生活習慣病との関連性も強く、予防が可能な疾患でもあります。また、今後高齢化が進む中で、歯周病疾患の増加によりまして医療費の伸びにつながることも考えられます。まずは歯周病予防対策の一環として広報等を活用した普及啓発を行っていきたいと考えております。

また、国保医療費における歯科健診にかかる医療費分析も行いながら、個別健診での歯周病疾患検診ということも今後は検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○5番（寺崎太彦君）

先ほど健診の項目は国に順じてしておるということで、その内容も高額な医療費につながらないようにのされているのかなと思って聞いておりました。

先ほどからずっと私がレセプトデータを分析した中で、佐賀県の中でも1番目に循環器系の疾患、2番目に歯科の疾患となっております。金額はわかりませんが、そのレセプトデータでは佐賀県の中でも2番目となっており、上峰町でもうちょっと町民の健康を考えると、そこら辺、歯科の、先ほど課長も申されましたけれども、生活習慣病と関係あるので、ぜひとも歯科の健診も考慮に入れてみてはどうかなと思いますけれども、もう一度よろしく願いいたします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

昨年度の3月なんですけれども、条例を制定いたしまして、上峰町歯と口腔の健康づくり推進条例ということで、昨年3月に条例を制定いたしております。その条例でも、基本理念といたしまして、「自ら歯と口腔の健康の保持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯にわたり必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本理念とする。」ということになっております。

先ほどの答弁の最後のほうにも言いましたけれども、今後は個別健診の、東部1市3町の中では鳥栖と基山町で歯周病疾患の個別健診をやっております。みやき町、吉野ヶ里町につきましてはまだ実施はされておられませんけれども、この個別健診、集団健診の中の歯周病疾

患検診というのは、現在のところは先生との部分の日程等の関係もありますし、いろいろな面で難しい点がありますので、個別健診というような方法でその歯周病疾患検診を今後は検討していきたいと思っております。

以上です。

○5番（寺崎太彦君）

歯は全身の健康の原点だと思います。生命活動は食べることによって支えられており、食べるためには歯は絶対欠かせないものであり、しかしながら、歯の寿命は人間の平均寿命には追いついておりません。そして、歯を失う原因は歯周病と虫歯であり、先ほども課長が言いましたけれども、歯周病は糖尿病と同様に生活習慣病に位置づけられており、そして、歯周病にかかっている人を年齢別で見ると、歯茎に炎症が見られる人のピークは55歳から64歳と言われており、実にその84.6%に及ぶと聞いております。そして、高齢者が少ないのは、もう歯が抜けて入れ歯等になっておられるという、そして、若年層でも5歳から14歳の33.4%、そして、15歳から24歳の70.3%の人には歯茎に炎症が見られるということで、歯周病は中高年だけの病気ではないということをぜひとも自覚していただきたいと思っております。そして、住民の健康を考えると、そして、健診の目的は病気を未然に防ぐということと思っておりますので、ぜひとも前向きに考えてもらいたいと思っております。

私も技工士として働いておりますけれども、私ぐらいになりますと、歯が1本欠けたりしても、ああ、年のせいかなと思っておりますけれども、その1本が欠けただけで、かみ合わせ等も変わってきますし、歯も動いて物すごくかみ合わせの力が少なくなると、かみ合わせが脳を刺激して、かみ合わせの力が少なくなると痴呆症にもなるとか、全身に影響が出てくると言われておりますので、ぜひとも前向きに考えてもらいたいと思っております。

もう一回よかったですらお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。5番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時58分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

5番議員の2問目の第3項の執行部答弁からお願いをいたします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

第3項目の歯科の答弁の前に、まず1つが、混合診療というような質問があったと思うんですけども、この混合診療につきまして答弁をさせていただきます。

この混合診療につきましては、患者の申し出に基づいて国内の未承認薬等を混合診療として使えるようにするための仕組みということで、患者申し出診療というようなことで、現在、関連法案を2015年の国会に提出し2016年に導入する予定ということで、その混合診療ということになっております。

それが混合診療で、もう1つが、医療費分析の件なんですけれども、現在、町のホームページにも特定健診等の実施計画ということでホームページにも掲載をしておりますけれども、別の医療費分析でいきますと、県内で1人当たりの入院というようなことで分析をしている部分がありましたので、ちょっと御報告したいと思うんですけども、まず、県内でも一番高いのが、1人当たりの入院の単価なんですけれども、悪性新生物、いわゆるがんなんですけれども、これが県内で一番と、それから腎不全、これが県内で3番目、脳血管疾患、これは県内でも2番目に高いような1人当たりの入院単価ということになっております。

医療費分析というのはほかにもあるんですけども、あるいは先ほどのホームページに掲載している部分にもついているんですけども、そういうふうで県内でも単価、あるいは疾患等が高い部分もあるということでございます。

先ほどの3項めの歯科健診ということの内容なんですけれども、生活習慣病につきましては、食生活に係るものが大きなウエートは占めていると思います。その食生活については、歯科、健康な歯を持っている部分で食生活が維持できると思われまますので、今後は、先ほども言ったように、個別健診の導入等も検討をしたいと思えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、次に進みます。

交通安全対策について、中学校東側の町道の歩行者の安全対策はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

5番議員の交通安全対策は、要旨といたしまして、中学校東側の町道の歩行者の安全対策はということで答弁させていただきます。

この町道の、これは御陵坊所線といいますけれども、この線につきましては、歩行者用といたしまして歩道なり、また区画線等々が今現在敷設をしておりません。交通安全対策面からいたしますと、通学路ということでございますので、小学校の朝夕の通学、それから中学校の歩行者なり自転車通学ということで大変支障を来しておるところということで認識はし

ておるところでございますが、この路線につきましては、幅員といたしましては、6メートルから広いところは6.5メートルということで道路台帳から確保ということでしておりますが、町道としては広いという認識でもございますが、先ほど言いましたように、区画線がないということで、まずは区画線というふうなことがない状況におきましては、その区画線を設置して、視覚的に訴えて人と車両につきましての分離をし安全対策をするということが有効じゃなかろうかと思っております。

また、歩道の確保ということでいたしますと、路側帯の路肩につきまして、1メートルぐらいということで、その拡幅の確保をいたしまして、カラー舗装ということをはかの市町の例ではあるようにお聞きしております。ドライバーの視覚に訴えるということでございまして、歩道を設置するよりは即効性なり効果的であるということで認識しております。

この車道につきましては、そういうことでしますと、南側が約5メートル、北側につきましては4メートルぐらいを確保できるということで、その区画線なりカラー舗装ということも今後検討していかなければならない問題ではなかろうかと思っております。ただ、この敷くことによっては、交通安全面で警察との協議が必要ということで、仮にそれをするによって安全面もあると思っておりますが、逆に規制があつて危険であるというふうなことも聞き及んでおりますので、今後十分に警察との関係機関と協議をしながら実施の方向で検討していけたらいいんじゃないかと思っております。

なお、ここの箇所につきましては、東側に水路がございます。外記の堤からずっと南のほうに南北の水路がございます。梅雨時期、特に昨年の7月3日、また3年前等々にも大水の被害が出ました。そのところに車道と水路の合い中に、のりの部分ですか、若干、1.5メートルから、広いところで2メートルというふうなことでございます。それも有効活用はできないかということで思っておりますが、この件につきましては、予算面、また補助事業に乗っての検討なり、また水路の有効断面等も調査していかなければならない問題ではなかろうかと思っておりますので、即効性としては区画線等々を考えていったらどうかということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

以前もこの件を質問していたとき、その中学校の坂のところの交差点はカラー舗装をしていただきましたけれども、そのとき、あその道路は速度表示がないということをちょっと言ったところ、そこも地元と協議しますということでしたので、それからどのように進捗しているのでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の件で、速度制限というふうなことだろうと思っております。2年前に学校のほうか

らの要望等がございまして、減速をする施策ということで、交差点の手前等に道路の凹凸をするようなハンプといいますか、そういう形での要望なりがあったということで私お聞きしております。この件につきましては、警察とも協議をした中で、歩道と車道が今のところ一緒になっている関係で、バイク等、二輪車等につきましてはちょっと危ないというふうなことの意見も聞いておるところでございますので、それにかかわるところの、もっと凹凸を防げるということじゃなくて、今若干のでこぼこみみたいな形の施策をしておりますが、それにかわるものというふうなことでの検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

あそこは生活道路でありまして、生活道路において速度表示がないということは、あそこは60キロでも法的には何ら問題ないということを書いていましたけれども、そこら辺はいろいろ警察とも相談していくという回答でしたんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○総務課長（北島 徹君）

私のほうからお答えさせていただきます。

その点については、今ハンプとかいろいろ言うておりましたが、そういう段階、段階で警察のほうには相談をしております。しておりますが、その規制に関してはなかなか、両方ございますので、規制した場合に一番使っておられる地元の皆さん方も結局は、例えばですが、30キロにしたら30キロを超えていけばスピード違反というようなことにもなりかねませんので、そういう申し入れはその都度その都度やっているようですが、なかなかそこら辺がきちっと制限しましょうという話にはなっていないのが実情のようでございますので、改めてもう一度警察のほうに、どういうふうになるのかという整理を、こちらのほうからも話を持って行って、そこら辺の整理をしたいと思っておりますので、その整理ができ次第、また御報告させていただきます。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

非常に何かちょっと交通安全に対して後ろ向きのような感じがいたしました。朝夕あそこは、片方には小学生、片方には中学生が行って、間に、朝通勤やら車が通っております。そこを60キロで現実的に行ったら物すごく危険だと思いますので、そこら辺をもう一度お考えを教えてください。

○総務課長（北島 徹君）

ちょっと説明が非常にまずかったかもしれませんが、交通安全を軽視しているものでは決まてございませんので、先ほど申し上げましたように、御存じのように、東西は一時停止になっております。それで、この道路がそういったふうな規制が現実今までされておられませんので、どうして規制されないのかというようなことを確認させていただいて、御報告を申し

上げて、そういうのができる道筋があるのかどうか、そういうところを確認させていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○5番（寺崎太彦君）

歩行者が事故に遭う頻度というか、その可能性があるのは、自宅から500メートル以内の距離で、そして、自分の生活圏内の道路が一番危ないと言われております。しかも、そこは車も地元の人が日ごろ使う道なので、事故は本当ささいなことで起きると思います。事故に遭おうと思ってする人はいないと思います。ほんのささいなことで、ちょっとラジオのチューニングを変えるときとか、本当危ないと思いますので、機械は物すごく進歩しておりますけれども、なかなか人の進歩は進んでおりませんので、ぜひとも事故に遭う確率を下げするためには歩道をつくるなり、歩道と車道を分離するとか、やはり行政はしていかなければいけないと思います。もう一度よろしくお願いいたします。

○建設課長（白濱博己君）

交通安全対策ということで、歩行者を守るということが第1の使命であると認識しております。まずはできるところからということで区画線の敷設というふうなことを第一に警察のほうと協議し、安全面で協議をして、できるということであるならば、予算を確保して対応していきたいと考えております。

長期的な視野ということで、あくまでも歩道の設置ということで、車道と歩道を区別して施工というふうなことであるかと思っております。この件につきましては、先ほども申しましたように、ある程度ののりの有効活用ということも視野に含めながら、路線なり、また事業費なりということを精査しながら、今後財政当局と協議しながら、補助事業等も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

上峰町は教育に力を入れておりますけれども、やっぱりそれは子供が地域の宝と思ってやっておられると思いますので、子供の通学路の安全対策をしっかりと登下校できるような環境をつくってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大川隆城君）

以上で5番議員の一般質問が終わりました。

次に進みます。3番田中静雄君、お願いをいたします。

○3番（田中静雄君）

3番田中でございます。きょうは議長より質問の機会をいただきまして、今回で2回目でございますが、質問させていただきたいと思います。

まず、大きな項目で地方創生についてということで、今、全国の半数の自治体が将来的に

は消滅するだろうというおそれがあることは皆さんも御承知のとおりかと思えます。民間推計を踏まえて、昨年、まち・ひと・しごと創生本部が内閣官房に設置されました。今年度はこの各自治体に地方版の人口ビジョンと総合戦略策定の努力義務が課されております。若者が地方にとどまり、安心して子育てするには雇用の確保や育児支援の充実が欠かせないと思えます。医療や教育、産業振興、防災なども自治体の重要な役割でございます。

そこで、3月の議会では特に私は働く場所と道路整備について質問をしましたが、きょうは以下の地方創生についての4項目についてお尋ねをしたいと思います。

まず、(1)番目に、八藤遺跡の保存地区、これらの今後の整備方針はどうされるおつもりなのか、お尋ねをいたします。

2番目に、これからの農業振興についての考え、取り組みについてお伺いをいたします。

それと、3番目、人口減少対策として、婚活パーティー事業と申しますかね、これはやる気があるのかどうか、この辺もお伺いしたいと思います。

次、ページをめくって(4)番目、地方版人口ビジョンと総合戦略の策定の取り組みは、上峰町としての取り組みをお尋ねいたします。

大きな項目の2番目、交通安全対策について。これは以前からも言われておりますけれども、町内至るところに凹凸の激しい場所が見受けられます。これらの点検、整備を今までもやっておられると思えますけれども、なかなか整備をしてはまた凹凸が激しくなる。非常に通行にも支障を来している状態であります。行政として、どういう点検整備をされているのか、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

(2)番目、これは三上地区の南のほうです。三上南と吉野ヶ里町(立野)間の排水路、三面側溝がありますけれども、その安全対策は全くされておりません。この辺の取り組みはということでお尋ねをいたします。

それから、質問事項の3番目、三上北の道路整備について。これも3月の議会で質問をいたしました。これはもちろん請願済みの道路でございますけれども、その後、変化があったのかどうか。もし、変化がなかった場合には、これからどうやって取り組んでいくのか、その辺の行政の考え方をお聞きしたいと思います。

以上のことについて質問をいたします。終わります。

○議長(大川隆城君)

それでは、まず最初に、地方創生についての第1項、八藤遺跡保存地区の今後の整備方針はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○文化課長(原田大介君)

皆さんこんにちは。私どもが田中議員の地方創生について、1項目めの八藤遺跡保存地区の今後の整備方針はとの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、八藤遺跡太古木の文化財保存地区ですが、現在、町が地権者様から借り上げを行い

まして、草刈り、清掃等の維持管理業務を地元堤地区に委託しております。また、御承知のとおり、本年度27年度、28年度の2カ年計画で国庫補助事業の適用を受けまして、文化財保存地区の土地の公有化を行う計画で作業を進めておるところでございます。

さて、御質問の今後の整備の方針でございますが、文化財保存地区の土地の公有化に当たりまして、文化庁や県の教育委員会に対しましては、公有後の整備活用について、最終的には本格的な保存施設を整備し、常時あの太古木や火砕流の跡などを直接見ていただき、9万年前の地表面を歩けるような形で公開し、活用を図っていきたくと説明を行っております。

しかしながら、町の現在の財政的な事情から申し上げますと、今すぐにそのような本格的な施設の整備は難しいかと考えます。公有化後につきましては、当面の間は公園といった形で現在のまま保存をさせていただきまして、財政部局などと協議を行いながら、また一方では議会の皆様、教育委員会の皆様とお諮りをしながら作業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

ただいまの答弁の中では、現在、買い上げを進めていき、草刈りなどで維持管理をしているということですが、これは非常にお金がかかることだろうと思っておりますけれども、最終的にはどのような構造のものに持っていきたいのか、持っていってほしいのか、その辺の青写真はあるのでしょうか、どうでしょうか、お伺いします。

○文化課長（原田大介君）

八藤遺跡の保存施設につきましては、あの状態をあのままの状態で見させていただくというのが一番ベターかと考えております。それに際しましては、まず考えられるのは、あの現場を覆うような覆いやドームみたいな形の建物を建てまして、それでその中で木が腐らないように保存処理をした上で見ていただくというのが一番ベターかと考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

今、上峰町では人々を呼び込むにはやや寂しい——観光で人を呼び込むには非常に寂しいような気がいたします。そこで、遺跡、埋蔵文化財等の資産を活用して、上峰町地域のイメージアップを図るための環境整備がこれから大切になると考えております。これで、先ほどの答弁の中で、ドーム型という言われましたけれども、どれくらい、何年先の目安をつけてひとつ整備をしていこうとか、そういう構想はないんですかね、お伺いいたします。

○文化課長（原田大介君）

保存整備の基本的なスケジュールと申しますか、具体的な時間的な計画というのはございません。とにかく町の財政の状況を見ながらというところが正直なところでございます。それと、あともう1つ、議員さんから話しいただきましたけれども、今後、大字堤地区には

八藤遺跡だけじゃなくて、たくさんの文化資産がございますので、まずは大字堤地区あたりでこういった文化資産をめぐるような歴史の道と申しますか、そういった形で総合的な整備をしていって、将来的には吉野ヶ里、それからうちの太古木、それから鳥栖市の安永田遺跡等々を結ぶようなルートをつくっていただければと考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

非常に財政的にお金がかかる。私もそう思いますけれども、ということで、まだまだ何年先を見据えてどうのこうのという段階ではないというお話でございますが、何でもそうだと思いますけれども、財政的なことでできない、これから考えていくとか答弁をいろんな場でされると思いますけれども、やはり大まかなスケジュールというのを持っとなないと、それに従って何をやっていこうかと、どういうことをしたらいいという計画も沸いてこないと思います。だから、長期的な視野に立って、年数はどれくらいかかるかもわかりませんが、一応将来的な計画、年数も含めてスケジュールを立てて、そして段階的にやっていくことが、私は何事に対しても大事だろうと思います。

そういうことで答弁は必要ありませんけれども、これから八藤遺跡だけじゃなくて、上峰町の全部の遺跡、これが上峰町民、ひいては上峰町民以外の方々も見て学ぶ、そういう機会、場所をつくってもらいたいと思います。

これでこの項目についての質問を終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第2番目の項目であります、これからの農業振興についての考え、取り組みはという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（江崎文男君）

私のほうからは、3番の田中議員質疑事項の中の地方創生についての2番目のこれからの農業振興についての考え、取り組みはにつきまして答弁申し上げます。

今日の農業集落におけます高齢化、人口減少は、都市に先駆けて進行しておるところでございます。集落機能が低下し、遊休農地も増加している状況でございます。このような高齢化、人口減少が進む中で、地域のコミュニティー機能を維持し、地域ににぎわいを取り戻すためには、農林水産業を魅力ある成長産業とするとともに、所得、雇用の確保、住みよい生活環境の構築等により、若者の移住、定住の実現を図ることが必要かと思っております。

この地方創生と農業振興の取り組みにつきましては、議員、先ほどの質疑の中にも申されましたとおり、国が策定しました長期ビジョン、それと総合戦略を勘案いたしまして、地方公共団体といたしましても中長期を見通した地方人口ビジョン、それと5カ年の地方版総合戦略を策定し実行するように努めなければなりません。そういうことで、本町におけるこれ

らの農業振興の施策や方向づけにつきましても、先ほど申し上げました地方版総合戦略の中で行っていくようになるかと思えます。

ただ、これから本町におきます今後の農業についてですけれども、議員御承知のとおり平成26年度で完了いたしました地下水位制御システムのフォアス事業、これにより米、麦、大豆の増収、北部地区の裏作の作付面積の拡大、また、このシステムにより付加価値の高い作物づくりが期待されるものでございます。

また、ソフト面につきましては、人・農地プランの戦略的展開、担い手への農地集積、集落営農組織、集落営農組織等の法人化の推進により、農業振興を目指していきたいと思っております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

先ほどの答弁では、これから農業政策についていろいろ取り組んでいきたいということですが、フォアス工事もほぼ完了いたしまして、これからさまざまな農産物の栽培が可能な基盤が整いつつあります。そこで、これも寂しい話ですが、上峰町にはなかなか上峰町としての特産物、よその市町村に対して、上峰町はこういうところがあるよという、そういう特産物というのが非常に少ないような気がいたします。

そこで、フォアス事業も完了したことだし、これから上峰町としてどういうところに力を入れて特産物づくりにしていきたいと思っておられるのか。ひいては上峰町の特産物ができることによって、ふるさと納税にも一つ役立つものと思っております。どうか、いろんな産業振興があると思えますけれども、具体的にどうやったらいいだろうかという、そういう見通しというものはないでしょうか。

○産業課長（江崎文男君）

先ほどの3番田中議員さんの質疑のことですけれども、フォアス事業、これが完了いたしまして、付加価値の高い作物をとということで期待されるものがあります。今現在、上峰町におきます特産物等につきましては、際立った、要するに上峰ブランドという上峰の名前がついているものがなかなか見当たらないのが現状でございます。

そういう中で、実際特産物といいますか、西峰地区につきましては白菜とかキャベツ等の作物は多々つくられておられまして、特に白菜につきましては冬物の正月物ということで、久留米の市場等につきましては上峰白菜ということで名が通っていることも聞き及んでおります。そういう中で、今後は議員の質疑のとおり、上峰ブランド的な特産物を期待するものが多々あります。

そういう中で、上峰町におきましては、この地方創生と農業振興を一体的にするためには、現在、若い農業の就農者を私たちは期待するものでございます。今現在、上峰町に在住で40歳未満の方の若者の就業者といいますと、大体十二、三名の方がおられます。また、それに

もりもりファーム等の就業者、これにつきましては、新規就農者といたしましては現在5名ほど就農させておられます。そういうふうな上峰の中に住んでおられます若い就農者、それとももりもりファーム等におられます新規雇用の就農者、こういう方々の要するに協議会的なものをつくって、そういう若者の意見を一応聞きながら、地方創生と農業振興については向かっていきたいと思っております。

このような何年か前に国の政策として攻めの農業ということで農業政策もとられましたけれども、なかなか攻めの農業ではなく、ある程度守りの農業とって後ずさりするような言葉ですけども、まずは今の現状をきちっと守っていくと。今の現状を守るために、この若い方々の意見を聞きながら、そして、それからどういうふうな形でふやしていくのか、農業振興をしていくのか、そういうこともありますので、ぜひこういうふうな若い人たちの声を聞きながら進めていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

先ほどの答弁では、まずは現状を維持しながら、若い人たちの意見を聞きながら、これからの農業振興について考え、実行していくということだろうと思います。

それで、農業振興には関係ありますけれども、ちょっと話は変わりますが、今の上峰町屋形原のほうにもありますけれども、農産物直売所があります。要はお百姓さんたちが喜んで楽しみながら働ける場所、その一つの一環として屋形原の農産物直売所というんですかね、ああいうやつも含めて、公営の道の駅構想とか、そういうものはないんでしょうか。ひとつお願いいたします。

○産業課長（江崎文男君）

北部地区の農産物の直売所の件なんですけれども、なかなか私たちも過疎化事業ということで、事業をもらいまして、その中で中身の改造等、内装面の改造とか看板設置をいたしたところでございます。

そういう中で、次の段階としては中に農作物ができたところで、その農作物を加工する加工場の設置というようなことで、今私たちが動いているわけでございますけれども、ただその中身をいろいろ聞きますと、なかなか今の現狀的にはその1年間を通した農作物、要するに販売する農作物が少ないという声が聞こえてきます。そういう中で北部地区につきましても、フォアス事業を行ったということで、農産物直売所に近いところのそのようなフォアス事業をした圃場の中で1年間を通して売れるような農作物ができないものかというようなことを思っておりますので、今後は農作物の直売所で1年間を通してできる加工、1年間を通して作物が売れる作物づくり等を北部地区で展開してはと思っております。ただ、今のところ、先ほどの道の駅構想につきましては今のところございません。

以上です。

○3番（田中静雄君）

現在の屋形原の地区にあります農産物直売所、これは1週間のうちにどういうふう——ちょっとはっきりわかりません。数日間あいていると思いますけれども、季節を通じて農産物があるわけではありません。だから、季節を通じて農産物ができるように、フォアス工事も完了したことだし、特に大字坊所、大字堤のほうも含めていろんな特産物として指定できるような、そういう農業生産ができるような、そしてそれを行政のほうで振興してもらいたいと思います。

1年を通じて農産物ができるわけではありませんので、そういう場合にはほかの上峰町以外の地域のほうからも品物を出してもらって、一つお客さんがここに来れば何でもそろ、日用品の食料品は何でもそろ、大きく言えば、お客さんがここに来れば何でもそろ、そういう施設を将来的には構築、つくってもらいたいと思います。そうすることによってお百姓さんは働く喜び、それと若い人たちが農業に従事してくるんだらうと思います。

どうか、これから先、いろんな6次産業という言葉もありますので、その辺も含めて、行政のほうの考え方をひとつお願いいたします。特に6次産業も含めての答弁をお願いいたします。

○産業課長（江崎文男君）

先ほどの田中議員さんの中の6次産業化につきまして、ちょっと答弁させてもらいたいと思います。

6次産業化につきましては、農作物の1次産業と加工の2次産業、それと流通の3次産業を足して6次産業というんですけれども、先般、佐賀のほうで佐賀サポートセンターという6次産業を応援している県の組織がございます。そういうふうな6次産業化についてのサポートセンターの主催で人材育成の研修会というものがございまして、私たちもその研修会にかたってきております。これについては、もう4年ぐらい前から行っておりますけれども、私が2回ほど研修会にかたったんですけれども、非常にこの6次産業化につきましては動きが早いということで、そういうふうな研修がございまして、私も議員さん言うとおりの、今後は農産物に対する6次産業化が必要になってくるかと思えます。先ほどの質問の中の特産物——特産物というよりも、もうこれから先は6次産業化をすることで、それが特産物に変わっていくのではないかとということで、農産物としてはそう考えております。

ただ単純に農産物売るだけじゃなくて、やっぱりそこには付加価値が高い6次産業化を目指すというものが必要になってきますので、この前の研修会も私が行って思ったのは、それを率先して進めていくということを思いましたので、今後はその方向も一生懸命バックアップをしていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○3番（田中静雄君）

行政報告の中で、プレミアム商品券発行事業、そういうこともうたっておられます。これ

は私も別に悪いというわけにいきません。非常に町民の方も喜ばれると思いますけど、私が特に地方創生で言いたいことは、商品券というのは案外一時的なものです。一時的なものだと私は思っております。中長期的な視野に立って進んでもらいたいと思っております。

そこで、6次産業、いろんな特産物とって、見新しいことはありませんけれども、特産物をつくることによって、例えば上峰白菜とか今はありますね。それをつくることによって、6次産業化することによって、上峰町の例えば白菜はおいしいですよ、立派な白菜ですよ、ある1人がインターネットで発信することによって、それが大々的にだんだん広がっていくんです。だから、そういうことも頭に入れて6次産業化をいずれは進めてもらいたいと思います。

答弁は要りません。この項はこれで終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第3項目め、人口減少対策として、婚活パーティーの実行はという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

田中議員の地方創生についての質問要旨の第3、人口減少対策として、婚活パーティーの実行はということにお答えをいたします。

この婚活事業につきましては、平成24年の11月に鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町の1市3町で策定をいたしております鳥栖・三養基地域ビジョン、こちらの中で1市3町で取り組む連携事業の一つとして位置づけをされております。

事業の実績としましては、平成25年の1月に婚活事業に取り組む定住促進部会、こちらのほうが1市3町で立ち上げられまして、同年2月に武雄市の北方支所等へ先進的な事例について視察研修ということで行っております。

また、同年の9月に婚活パーティーのほうをみやき町の四季彩の丘みやきで開催をいたしております。その広報のほうを1市3町の連携事業としまして、各市町の広報紙に掲載しまして参加者を募っておるところでございます。参加者につきましては、男性11名、女性11名の計22名が参加をされております。この部会の中での協議の中で、今後につきましても町単独で実施するよりも広域連携を行い、事業実施を行うことが婚活についてはより効果的だという方針のほうが出されております。

これに基づきまして、引き続き近隣市町と連携を図りながら婚活事業の実施に向けて企画検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

婚活事業については、過去にも私が知る範囲では、もちろん議会だよりだけじゃありませ

んけれども、その中でも質問がされ、答弁がされております。その答弁と先ほどの答弁とは、そう大して変わっていないんじゃないかなと自分では思っております。

そこで、今、特に地方創生ということで叫ばれておりますので、上峰町の人口減少を幾らかでも減少幅を緩やかにするために、婚活事業を進めてもらいたいと思っておりますけれども、鳥栖・三養基地区でのそういう基準はされているということですが、これを上峰町だけで婚活事業をやるということに対しては小さな町でございますので、非常に無理があるかと思っておりますけれども、特に鳥栖市はこれからそういう人口消滅のおそれのあるまちではございません。特にみやき町、基山町は人口消滅のおそれがある市町村でございます。

それで、上峰町がそういう基準があるということはわかりますけれども、上峰町が率先して婚活事業をやるんじゃないかという発言ですかね、リーダーシップをとってもらいたいと思っておりますけれども、そういうお考えはどうでしょうか。ありませんか、ありますか、どうでしょうか、お願いいたします。

○企画課長（高島浩介君）

先ほどの議員の御指摘のとおり、前回の答弁と進んでいない部分もあるかとは思いますが、なかなか先ほど言われたとおり上峰町単独でということではかなり人間的に集まりが悪いということで、先般、26年の7月になりますが、こちらで鳥栖・三養基の将来のあり方検討会というところで、事業の進捗状況の確認と今後についてということでも話し合いがございました。

こちらの婚活事業の共同実施、部会で事業を進めていくというようなやり方をしておりますが、現在、部会長がみやき町のほうということで、今後につきましても、開催に向けての方向性、また企画検討をやっていこうというところで、そこでの話し合いで現在とまっておりますのでございますが、今後につきましても、うちのほうからも働きかけをいたしまして、これを親展させるような形を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

これからもいろんな会合の場で意見を発信していきたいということですが、上峰町がひとつリーダーシップをとってやっていけないかどうかということで、その辺の婚活事業についての実行できるようにリーダーシップをとってやってもらいたいと思っております。上峰町には異性との出会いが少なく悩んでいる方も大勢おられます。そういう方にできるだけ早く結婚してもらって、子供を産み育ててもらいたいと自分では思っております。それが人口減少の抑制にもつながっていくんじゃないかと思っております。

それで、一つお尋ねしますけれども、今の特に話題になっているのが、合計特殊出生率といますかね、何日か前の新聞にも1.42ぐらいになっておりますけど、実際、上峰町では大体どれくらいなんですかね。わかっておれば教えてもらいたいと思っておりますけれども。

○企画課長（高島浩介君）

ちょっと先ほどの御質問ですが、今、その資料については私のほうが準備をいたしておりませんので、わかり次第、また御報告をいたしたいと思えます。

○3番（田中静雄君）

それでは、後からでもいいですから、ひとつよろしくお願いをいたします。

この婚活パーティー事業については、なかなかどれくらい人が寄るんだらうかと、いろんな心配もあると思えますけれども、ぜひ近いうちに実現できるように、ひとつ頑張ってもらいたいと思えます。この項目についての質問はこれで終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第4項目め、地方版人口ビジョンと総合戦略策定への取り組みはという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

田中議員の地方版人口ビジョンと総合戦略策定への取り組みはということにお答えをさせていただきます。先ほどの産業課長の答弁と一部同じような内容がありますが、御了承くださいますようお願いいたします。

人口ビジョン並びに地方版総合戦略の策定につきましては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略、この中で各地方公共団体は、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案し、遅くとも2015年度中に中長期を見通した地方人口ビジョンと5カ年の地方版総合戦略を策定し、実行するように努めるということがうたわれております。

本町におきましても、平成26年度の国の補正予算に伴いまして、さきの3月議会のほうで地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の中の地方版総合戦略策定ということで補正予算のほうを計上いたしてしております。3月に議決を受けまして、平成27年度へ予算の繰り越しをいたしておるところでございます。

現在、この予算のほうを活用いたしまして、地方人口ビジョン、並びに5カ年の地方版総合戦略、こちらの策定に向けて準備を進めているというところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

先ほどの答弁にもありましたけれども、行政としては地方創生関係での人口ビジョン及び総合戦略の策定の準備を進めているというところでございますが、どの辺まで進んでいるのか、もう1つははっきりわかりません。ということで、委員会か何か立ち上げられたらうと思えますけれども、メンバーは大体どういうメンバーの方がおられるんでしょうか。まだ、準備中で公にできないのであれば、その旨、できなかつたらできないという答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

地方版総合戦略の策定につきましては、現在、国のほうから産業界、官界、学者の方々の世界、また金融の関係の方々、労働組合の関係の方々、言論の方々を民間メンバーとして必ず参入いただきながらしていただきたいということの提案をいただいております。

現在、それぞれの代表者の方々を当たっているところでございまして、なるべく早い段階で立ち上げ、地域のまち・ひと・しごとづくりに有意義な議論になりますことを期待しているところでございます。

○3番（田中静雄君）

現在、準備中だということで、まだ具体的にはどういうメンバーかというのは、構想はあるようですけれども、まだ決まっていないということのようでございます。

この地方版人口ビジョンと総合戦略策定というのは、どのようなビジョン、戦略をつくるか。これがひいては上峰町の将来が決まってくると思います。私はそう思っています。我が町の人口減少の実態を正確につかんで、地方版戦略では行政や議会だけの議論では限界があると思います。各種団体、個人の方々の参加した上で、オール上峰でプロジェクトを組んで、これから進んでもらいたいと思いますけれども、オール上峰でプロジェクトを進めていくという構想はございませんか、ひとつよろしくお願ひいたします。

○町長（武廣勇平君）

基本的には先ほど申しましたように、国のほうは産・官・学・金・労・言、この皆様方の参加を推奨されておられます。また、ほかの市町で、まち・ひと・しごとづくりの創生の会議を昨年から開かれている自治体もありますが、これは多くは庁舎内の職員さんを中心に会議をつくる形で進めてこられました。その時点では、先ほど議員がとりもなおさずおっしゃっていただいたように、判断として、この町でどのようなビジョンを構築するかを見きわめる基準となる地域経済分析システムの環境はまだそろわない中で進められておられるものと認識をしております。

今回、4月21日に、全国的に地域経済分析システムの公開がなされ、国のほうもこのシステムがいろいろふぐあいがあったようでございまして、ようやく5月に入りまして、本町におきましても各課長が確認できる状況になっております。こうした環境ができたこと、さらには地方版総合戦略をつくる上で、事務を進めていくための体制づくりを、現在提案しております議案を議会の方々に了解いただきました後に招集をし、具体的な検討に入っていくものということで理解していただければと思います。

○3番（田中静雄君）

ぜひ、これからのことになると思いますけれども、他町村では既に産業振興協議会とか空き家バンクとか、いろんな実際に活動をされておられる地域がございまして。上峰町もこれから、今でも、特に教育関係については非常に力を入れておられるということで感心をして

おりますけれども、ぜひオール上峰で頑張れるような基盤づくりをお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、副町長にひとつお願いをいたします。

人材支援制度で今度、副町長になってこられましたけれども、町長の補佐役として地方版総合戦略の策定と推進の中核を担うことが期待されております。町民も大きな期待を持っております。副町長の地方創生に向けての決意をお聞かせください。副町長の決意表明でこの項目は質問を終わります。副町長、よろしく申し上げます。

○副町長（米本善則君）

それでは、お答えさせていただきます。

先ほど寺崎議員からの御質問でも少し触れさせていただきましたけれども、地方創生においてなすべきことといたしましては、まず人口減少をどう食い止めるかというところかと考えております。そのためには、住みやすいまちづくり、働く場所、そういったもろもろのことを進めていかないといけないと考えておりますが、この地方創生総合戦略、長期ビジョンを策定するに当たり、国のほうからも強く言われてまいったのが、しっかりとしたデータ、根拠に基づいて計画を立てていくということが一番大事な部分であるということをお石破大臣のほうからも直接言われてまいりました。

そういう意味ではデータの分析、これまで経験や勘でやってきたこと、隣の市町がやってくるからうちの町もやらなければならないというような流れの中で、いろんな取り組みが進められている自治体が多くあるというふうなお話をお聞きしておりますが、ここをしっかりとしたデータとか根拠、それから実現するためのプロセスというところをしっかりと見きわめた上で総合戦略を練り上げていくことが肝要かと考えておりますので、今後、立ち上がります総合戦略策定のための委員の皆様方の貴重な御意見を承りながら、また町内の皆様方のお声をお伺いしながら、そういったものを取りまとめていくところに私も尽力できればと考えております。

以上でございます。

○企画課長（高島浩介君）

先ほどの田中議員のほうから御質問がありました合計特殊出生率ということで、ちょっと私のほうが調べておりませんでした。今、資料のほうが届きまして、1人の女性が生涯に何人の子供を産むかをあらわす数値ということで、こちらのほうが厚生労働省の発表の資料になっておりますが、平成20年から平成24年、こちらのほうが最新のようにございますが、上峰町につきましては、1.71ということになっております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第2番目、交通安全対策について、その第1項、町道でこぼこの激しい箇所が見受けられるが、点検・整備はという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

3番議員の2番目、交通安全対策についての1番目、町道でこぼこの激しい箇所が見受けられるが、点検・整備はということに対してお答えしたいと思います。

まずもって上峰町道の中で、町民から、また地元区長さんからもいろんな意見を聞きますが、とにかく荒れているということで、何とかしてほしいという要望は常日ごろ承っております。上峰町の建設課におきましては、道路維持費の予算の獲得ということで平成27年度につきましては、維持費10,000千円をいただいておりますが、その中で計画的に補修を進めさせているところがございますけれども、なかなか要望には追いつかないということもあって、申しわけなく思っております。

町道の点検につきましては、職員の2人体制で週に一、二回パトロールをしておりますが、現在は電話での苦情なり対応してくれということで、毎日のように電話があつておりました、その都度、職員をすぐ行かせて、現場を見て職員でできる分につきましては、簡易ではございますが、補修をしておるところでございます。

その際に、異常があつた場合につきましては、総合判断によりまして業者にその対応をお願いするというふうなケースもあります。また、区長さんや、先ほど言いましたように住民の方々からの電話があつた場合につきましても速やかに対応しておるところでございますが、ただ、職員の実施ということになると、軽微な補修ということで、時間がたちますと、また穴とか異常が起こる場合も発生いたしますが、その都度実施しておりますが、本来ならば業者のほうに正式に全面の復旧をしていただくというふうなことが原則だろうかと考えております。

現在、27年度におきましては、業者のほうに維持の年間委託をお願いし、6月になりまして発注をさせていただきました。議員御承知のとおり、町内もありますが、三上地区におきましても区長さんなり、また補修の箇所が多々あります。現在もその維持補修を利用して、町のほうにお伺いを立て補修をしているというふうな段階でございます。

今後につきましては、補修の面につきましては、簡易なものは単独予算ということでございますので、その単独予算の予算確保につきまして、財政と協議しながら補修をやりたいと考えております。また、それまでの間は、今後、パトロールを強化して万全を期したいということで考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

道路の凹凸が非常に激しいところが見受けられます。特にバイクで買い物をしておつても、マンホールの上に行ったら高くなる、低くなる。バイクに乗せておつたら買い物が飛び出て

しまうという苦情も時々聞きます。それとか、多分若い人だろうと思いますけれども、車が道路をジグザグで通っていくんですね。昼の日中からジグザグで通っていく。あの人、酔っぱらっとるんじゃないかなと、後ろ姿を見ると、そう感じる時がありますけれども、そうじゃないんです。いい道を選んで行ったら、どうしてもジグザグになっていくと。それに非常に道路のへこみが大きい場所がございます。これも財政的には非常に問題があると思いますから、特にひどい部分については早急に直してもらいたいと思います。

特に週に一、二回、行政のほうで点検しているということですが、その都度、ひどい箇所については直されていると思いますけれども、点検した後の整備取り残しの部分も相当残っているんじゃないでしょうか。どうですか。

○建設課長（白濱博己君）

道路の凹凸ということで、まだ整備していないところもあるんじゃないかなということですが、連絡を受けた場合につきましてはほぼ対応しておるところでございますが、ただ道路のたわみなり、凹凸なり、くぼみというふうなことでできていない箇所も多々あるかと承知しております。

今後につきましては、先ほど申しましたように、維持管理契約の中で部分的になるところもあるかもわかりませんが、今年度予算3,000千円いただいておりますが、この中で現場と、それから凹凸の状況なり、またこれは本当に危険箇所であるということを経営的に判断して補修をしたいと。そして、なお不足分につきましては、また財政のほうに予算をお願いして、町民の安全の確保のために精進したいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

毎回、特に道路のことについてはしつこく私は質問しますが、これからは道路整備、安全確保のためにひとつ精力的に取り組んでもらいたいと思います。

この項についての質問は終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

2項目めの三上南と吉野ヶ里町（立野）間の排水溝の安全対策はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

続きまして、2番目の項の三上南と吉野ヶ里町（立野）間の排水溝の安全対策はという御質問でございます。お答え申し上げます。

議員お尋ねのこの水路につきましては、吉野ヶ里町と上峰町の両町の境の水路が中央に走っておりまして、そこが境ということでございます。近年、吉野ヶ里町立野地区の開発が

進みまして、町道のここは三上開拓線でございますが、その利用が上峰町民ばかりではなく吉野ヶ里町の町民の利用も増加しておるところでございます。御案内のとおり、吉野ヶ里町立野地区の開発が済みまして、上峰町側の道路を利用し、水路の占用願等々も何件か出ておるところでございます。

この件につきましては昨年の9月に同様の質問があつておりました。この際に、吉野ヶ里町の立野地区からも吉野ヶ里町役場のほうに要望があつているようでございまして、その際、当町のお考えをお聞きしたいという話でございました。その際、吉野ヶ里町の建設課と協議を行つておるところでございますが、現在まで協議中ということでございますが、協議の進展につきましては、予算的なこともございまして、まだ進んでいない状況でございます。

水路への転落防止のために防護柵ということでもございますが、設置となりましたならば、上峰町の道路管理者ということで、町が設置をする必要があるということでございますが、現在、安全対策につきましてはその計画に沿つて整備をしていきたいと考えております。

議員の御質問でございますが、交通安全対策ということで多分水路に何らかの形でふた等を設けて、そこを歩道というふうなことではなかろうかと思つております。この件につきましては、水路整備は以前、上峰町側で防衛のほうで100%補助ということでされているとお聞きいたしました。吉野ヶ里町でする分につきましては、90%地元負担があるからということで、その際は上峰町で実施したということをお聞きしております。

今後、両町の水路の整備の上に交通安全対策ということで協議、折半ということにはなろうかと思ひますけれども、今後、吉野ヶ里町のほうと協議を進めていながら、工法的なこと、費用負担のことを協議しながら今後も進めていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

あそこの道路は、うちの上峰町と吉野ヶ里町との側溝の真ん中が境界ということは、もう既に御存じだと思いますけれども、吉野ヶ里町、特に立野のほうは非常に宅地開発が進んで、どれくらいの世帯数がおるのか、私も定かではありませんけれども、うわさによると1,000戸に近くなってきておるんじゃないかということが言われています。それも一つの大字立野字立野なんです。それで三上のほうも、そこまではいかなくても宅地開発が進んでおります。それで、側溝というのが何の安全対策もないんですよ。

それで、昨年の多分9月議会だつたと思ひますけれども、ある議員さんが質問されたと思ひます。その辺の安全対策をひとつお願いしますということで、今の答弁のことをちょっと言いますと、ガードレールとか安全柵をつくるということは上峰町側になるんですね。真ん中が境界で上峰町側になる。ということは、上峰町の予算でやらなきゃいかんのかなということになると、またお金は折半というわけにはいきません。

だから、私は区長時代からいろんな配布物をしておりました。あそこを車で行くときはいいんですけれども、自転車で行くときにはどうしても南から北に行くときは、やっぱり左通行ですから側溝の横をずっと通っていくんですけれども、あんまり側溝の横を通っていくと車にあおられて入り込むおそれがあるので、側溝からある程度ちょっと距離を置いて北のほうへ進んでおりました。ところが、ダンプは通るし、大きな車も通るし、あおられる。ふらふらとすることがありますけれども、非常にヒヤリ・ハットの多い場所です。ヒヤリ・ハットが多いということは、いずれは重大災害が必ず発生するということがあります。重大災害が潜んでおります。ということで、どちらかという、私はあそこにふたをしてもらいたい。

それで、上峰町と吉野ヶ里町の折半になると思いますけれども、過去にはあの道路で子供が自転車で入り込んだということも、私は住民の方から聞いております。たまたま大事故にはならなかった。元気な子供で、小学校高学年か中学生だろうと思いますけれども、たまたまそこに入り込んで大事には至らずに、そのまま自分で自転車を持ち上げてさっさとまた乗って帰っていったということで、あそこに入りこんだということもあるようでございます。どうか財政的には非常に苦しいと思いますけれども、ひとつ防衛省のほうに何とか頑張ってもらおうとか、何らかの方法で安全対策をぜひともお願いしたいと思います。

もう1回これからの考え方について建設課長さんの答弁をいただいて、この辺の質問は終わります。よろしく申し上げます。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘のように、ふたをして安全対策をとというふうなことだと思います。この地区につきましても、町道米多坊所線で平成24年度に、実は延長160メートルほど施工いたしました。ちょうど平井内科あたりから西峰東西2号線までの距離の分です。この件につきましても、当時、防衛の交付金で施工をされたこととお聞きしておりますが、その費用の中で工事費が約7,300千円ほどかかっております。単純に計算をしてみますと、今の三上から下までが約700メートルございます。単純計算すると約32,000千円ほどかかるとは思います。先ほどからの吉野ヶ里町からの話し合い以降では、折半ということになると半額16,000千円、これはあくまでも概算でございますが、その中で何らかの——一般単独ではなかなか無理かと思っておりますけれども、補助事業なり、社会資本なり、また水路整備、当時の防衛の交付金ということもございますが、今後につきましてはそういうことを含めながら、今現在、防衛の交付金につきましても八枚から坊所新村、野菊の里までという計画がございまして、その辺の状況を加味しながら、今後、対策を講じていかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第3項目め、三上北道路の整備について、請願済み道路の取り組みはという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

続きまして、3番目の項の三上北道路の整備についてということで1番目の請願済みの道路の取り組みはという御質問でございます。

お答えしたいと思います、この質問につきましては3月議会でも答弁をしているところでございますけれども、町といたしましては財政等々からいたしますと、補助率の高い防衛関係の補助でと考えている状況につきましては変わっておりません。3路線ある中で、特に三上北の南北1号線につきましてはですけども、この縦道につきましては町道の下津毛三田川線、吉野ヶ里町境に行く東西の道ですけども、この道路と一体的な避難道路というふうな位置づけのもとでの整備を検討しておるところでございます。

現在、町といたしましては、他の事業でございますけれども、防災行政無線の整備とか、それから消防格納庫の建設等々も聞き及んでおりますので、ハード事業を実施しておる財政上、厳しい状況ではございますけれども、道路予算の確保ができました次第に、防衛補助での整備ということで考えておるところでございます。

道路整備の予算が確保できた暁ということでございますけれども、実は先般、6月1日でございます。上司のほうと九州防衛局のほうに事業の採択の際の格段の配慮ということでの要望をさせていただきました。財政面や採択の状況の問題もありますけれども、今後も関係機関と協議しながら進めていきたいと考えておるところでございます。

なお、三上北地区のほかの2路線ございます。この路線につきましては、社会資本整備交付金等々の整備を検討しておりますが、こちらも予算の確保できました次第に実施の方向でということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

この請願書を出した道路については、戦後約70年間、そのままの状態が残っています。ほとんど行政の手が加えられていない状況であります。3月の議会のときに、町長さんの施政方針の中で、インフラが整ったコンパクトなまち上峰町というのは、何かそういう文面が確かにありました。全体的に見ればインフラ整備がかなり上峰町は進んでおると思っておりますけれども、私が請願書を出しましたあの一部分だけを見れば、とんでもない話であります。インフラ整備が整ったとはとても言えるような状態ではありません。戦後70年、そのままの状態が残っております。

戦後70年の間には、整備するにしてもさまざまな条件が重なって、やれなかった部分も多分にあると思っておりますけれども、これは一つの隣の地区班から隣の班に行くまでの生活道路な

んです。その生活道路が歩行者か自転車しか通れない。夜になると自転車、歩行者も通れない。そういう状態がこのままあっていいものだろうかと思はいます。それで、これを施工するには相当なお金が必要でございますので、今までの行政の方々の取り組みというのは補助率の高い補助で、特に防衛省との折衝中ということでございます。

3月の議会でも防衛省との折衝中ということでしたけれども、折衝中ですけれども、なかなか先の見通しのきかない不透明な部分、不透明であるということが少し言われました。そこで、不透明ということは言い換えれば、いつまでたってもやれないということです。やりたいけれども、やれないということです。だから、補助率の高い防衛省のほうでもいいんですけれども、3月の議会では少しずつでもいいから国からの助成金とか、いろんな交付金とかを頼りにしなくても50メートル、100メートルでもいいから、少しずつでもいいから開発してもらえんかどうかということを私は要望として申し上げました。

そこで現在の防衛省の返答、相変わらず不透明なのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○建設課長（白濱博己君）

先ほど6月1日に防衛のほうにということで協議をさせていただいたんですけれども、この中では具体的な図面等々をお知らせした中でも、この路線というふうなことでの計画での提示というふうなところまでにはまだいっておりません。防衛の避難道路の補助ですけれども、その採択要件はいろいろ多々あります。防災関係の計画なり、また避難の予算なり計上なり、路線とかいろいろございますが、その中で、まず上峰町において避難道が、西峰東西2号線が10年ぐらい前に整備をされて、それ以降の採択の理由なり避難道路としての位置づけなりということと、それから上峰町が今、路線的なことを思っておりますけれども、吉野ヶ里町から、それからずっと下津毛のみやき町までの路線的なことでの採択というふうな計画ということになりますと、自然とそこから事業費なり、また今後の計画なりということでございますが、上峰町においてもまだ具体的にそこまでの計画というところまではいっていない状況の中での折衝なり話し合いでございますので、そこら辺での不透明ということでもございますが、いずれにいたしましても、補助の残につきましては町の持ち出し分でございます。家屋の移転等々もかなり事業費がかさむと思われまして、またその中の町の持ち出し分、また地元の協力なり、家屋移転等々も含めての上峰町としてのそういう具体的な計画をというふうなことでございます。その中で町として、建設課として、まだ踏み切られないような状況というふうなことでございます。

今後につきましても、補助事業の防衛での補助ということは、先ほど申しましたように変わっておりませんが、今後、町といたしましてもそういう計画をするということも含めて、財政とも協議しながらやっていきたいということであるということの認識をしております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

ぜひ施工に向かって頑張ってもらいたいと思いますけれども、前回は質問しましたけれども、実際にはまだ設計図ができていないということで、調査、設計といいますかね。要は設計図ができるのは大体どれくらいかかるんですかね。直近にはすぐはできないと思いますけれども、どれくらいの目安で期待しとけばよろしいのでしょうか。ひとつ答弁をお願いいたします。

○建設課長（白濱博己君）

道路の整備という場合の一般的な例でございますが、まず地元等からの要望等々がある場合につきましては、その同意なりというふうなこともあろうかと思っております。請願等々もその中の分も含まれるということであると思っております。その中で町の計画方針に基づきまして、補助事業部局との協議ということが始まる。大まかな協議ですけれども、これは防衛のほうの協議ということでございますが、それに伴いまして、先ほど申し上げましたように、概略設計による整備計画、事業費の算定ということで、これはあくまでも概略の設計でございまして、路線を引くと。そこに幾らの幅の路線なり歩道なりということと、それから事業費につきましても、私どもはちょっと算定が難しゅうございますので、民間のほうに町単独費、町費での事業費等々の積算というふうなことも含めて、財政当局の協議なり、また予算を議会にお願いする分もあるかと思っております。

その中で補助事業の申請なり、その後に調査設計、これは具体的に測量をして、各個人さん方に幾らを相談すべきかというふうな調査費、それから買収面積、補償費等の算出、構造計算等々があるかと思っております。その後に補助事業の認可を受けまして、あと関係地権者への交渉なり、また工事開始ということになるかと思っております。その中で、まず概略設計、これは町費でございますけれども、予算的には私は1,000千円程度でいいんじゃないかなろうかとは思っておりますが、済みません、これもちょっとあくまでも概算でございます。そういったことで、まず町費をつけていかなければならないというふうなことで認識しておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

最後の質問にしたいと思います。

道路整備を行っていく上で、地元住民の意向というのが非常に重要になってきます。そこで、地区住民との話し合いの場といいますかね、地区住民との話し合いの場をぜひ持ってもらいたいと思います。現在の行政としての考え方、それと地区住民の方々の要望も聞いてもらって、そして調査設計とかそういうところに反映してもらいたいと自分では思っております。

どうか急に言われても、住民との話し合いの場を設けるにしても、いろんな資料を集めたり準備が必要だと思います。ですから、すぐあしたやれ、あさってやれということではあり

ません。どうか住民との話し合いの場を計画してもらって、ぜひ実現してもらいたいと思います。これで、一つ要望として申し上げておきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○建設課長（白濱博己君）

議員のほうから、実は3月も聞かれたかと思いますがけれども、地元の説明なり協議の場というふうなことで、私はそのときには必要がある時期に来た分につきましては、ぜひ地元と協議させていただきますということでの回答をしていたかと思います。先ほどの御質問の中で、まだそういう機運とかそういう状況にはないというのは重々御承知と思いますが、ある程度の準備段階なり資料なり、そういう段階に来た際には、地元の請願の中にもほぼ100%近い同意がございます。また、地元区長さん、役員さん、議員さん含めて協力していただかねばならないことも多々あると思いますので、まず地元のほうとの話ということも優先させていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

以上で3番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、2時55分まで休憩いたします。休憩。

午後2時40分 休憩

午後2時54分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

1番向井正君、お願いいたします。

○1番（向井 正君）

皆さんこんにちは。1番向井正です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく3つ質問させていただきます。

まず1つ目に、高齢者の認知症対策ということで、認知症はさまざまな原因で脳の細胞が死んだり働きが悪くなって、記憶、判断力の障害が起こり、意識障害はないものの、社会生活、対人関係に支障を来すとされております。願わくば多くの方が患いたくないと思っています。

そこで、1つ目に認知症の予防についてお伺いいたします。

2点目に、認知症の早期発見についてお尋ねいたします。

3点目に、認知症の方へのサポートについてお伺いいたします。

2つ目に、近年、多くの自治体が人口減少、高齢化等によりまして空き家が増加しており、空き家からの出火、生活環境の悪化等、懸念されております。

1点目に、町内の空き家状況についてお伺いいたします。

2点目に、県内16市町で空き家に関する適正管理条例が制定されておりますが、上峰町の条例制定への取り組み状況についてお伺いいたします。

3つ目に、八藤丘陵が27、28年度で購入、公有化ということですが、公有化後の計画について、先ほどの田中議員さんのほうからの質問と重なりますが、以上のことを質問したいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に高齢者の認知症対策について、その第1、認知症の予防という質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの向井議員の質問事項の1、高齢者の認知症対策について、1項目めの認知症の予防はについて答弁させていただきます。

現在、町として認知症予防としては、24地区の老人クラブで行われておりますきずなサロンでのまず周知活動を行っております。

なお、きずなサロンでの中身で、その中で、ふまねっと運動というのを地域包括支援センターの指導で行っておりますけれども、このふまねっと運動というのは、50センチ四方の大きな升目でできた網を踏まないように歩く運動で、高齢者になりますと、足を引きずって歩いたり、転倒の危険性が高まったりします。ふまねっと運動は、バランス機能が高まったり、ステップを学習することで、この認知機能の改善に効果があると言われております。

また、毎年、鳥栖広域市町村圏組合が行っております、65歳以上の方を対象にチェックリストを送付いたしており、そして返送していただいております。このチェックリストなんですけれども、平成26年度の回収率は63.5%でありました。このチェックリストでの該当している方については、上峰地区地域包括支援センターの職員が訪問を行い、状態を把握し、予防を図るように支援をいたしております。

また、今年度において緊急雇用創出事業の事業で地域包括支援センター相談体制強化事業ということで、おたっしや館のほうに油圧式フィットネスマシンを組み合わせた有酸素運動とマシンによる筋肉強化運動の取り組みを社会福祉協議会が行っておりますけれども、この運動につきましても認知症予防に効果が期待されている健康プログラムでございます。

以上で向井議員の質問の答弁とさせていただきます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。

認知症の発症率なんですけど、65歳以上で7名に1人程度。なお、認知症の前段階、MCIを加えますと4人に1人の割合になるということで、年齢を重ねるほど発症する可能性も高まり、今後もふえていくと予想されております。

予防として、バランスのよい食事、それに大切なのが適度な運動、ふだんからの生活管理が認知症予防には必要だということですが、こういったことを行政のほうから高齢者の方へ認知症発症を抑えるための啓発活動、先ほども少しお聞きしましたが、行っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどのチェックリストの件なんですけれども、平成26年度にチェックリストを送付しましたところ、1,719名の皆さんに送付しまして、回収率63.5%と先ほど申しましたけれども、その中で認知症関係のチェックがありまして、この認知症関係のチェックで3問中1問でもチェックが入りますと認知症の傾向があるというようなことで、その方が308名いらっしゃいました。今後も認知症というのは高齢化とともにふえていくものだろうと推測されますけれども、現在、先ほども申しましたとおり、老人クラブが行っておりますきずなサロン等で認知症の予防、あるいは対策なりを啓発いたしておるところでございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。

私、先日、3B体操に参加されている知り合いの方の話なんですけど、3B体操の参加者は女性の方が多くそうですが、最近、男性の方が参加されるようになり、最初は御家族の方がお連れになられたそうですが、雰囲気になれないこともあり、言葉も交わされず、体もなかなか動かなかったそうなんですけど、数回通われる間に参加者たちとの会話も弾み、元気に体も動かされるようになられたということです。

町内には、ひとり暮らしの高齢者の方もふえております。閉じこもりがちな高齢者に、家族や周囲の方の声かけなどで、そういったサークル参加へのきっかけをつくってあげることでも認知症予防になると思いますので、そのような啓発活動の推進をお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次に進みます。第2番目の認知症の早期発見はについて、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

第2項目の認知症の早期発見はについて答弁させていただきます。

先ほどの予防のところでも申し上げましたけれども、65歳以上の方を対象にしたチェックリストの該当している方につきましては、地域包括支援センターで早期に発見を図り、その状

況によっては認知症医療センターへの紹介等を行って対応しているところがございます。

なお、チェックリストを送付して、返送していない方につきましては、訪問を行い、フォローをするようにしております。

また、認知症の早期発見としましては、これも予防のところでも申し上げましたが、ふまねっと運動により、簡単にできる動作でもできない場合があれば、認知症の早期発見につながると思われます。

以上のように、チェックリスト、あるいは先ほど向井議員のお話がありましたけれども、できるだけそういうふうな外に出て、予防教室、あるいは老人クラブが行っておりますきずなサロン等で集まってもらいまして、その集まりの場でそういうふうな早期発見につながっていくものと思われます。

また、早期発見につきましては、家庭の中が一番早期発見できるのではないかと考えられますので、そういうふうな家庭の中で早期発見されましたら、地域包括支援センターなりに御相談をいただいて、早期発見ということで早期治療を行っていただきたいと思っております。

以上で向井議員への答弁を終わらせていただきます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。

なかなか認知症の発症初期というのはわかりにくく、単なる物忘れか、認知症による物忘れなのか判断できない、その発見が難しいと言われております。早期発見、早期治療により、高い治療効果があるということで進行も抑えられます。そのためには、周囲の方や民生委員の方の御協力はもちろん必要と思っておりますが、先ほど課長から答弁いただきましたように、簡易診断チェックシートというのが非常に有効的だと思います。ぜひ初期サインを見逃さないためにも、そういう簡易診断チェックシートみたいなものを有効活用していただきたいと思っております。高齢者の方がいつまでも住みなれた場所で健全に過ごしていただけるよう、また本人の苦しみ、介護される方の負担の軽減にもそういったチェックシートなどが役立って、早期発見、早期治療の推進になると思っております。

なお、軽度の認知症の方には新薬も治験中ということでありますので、何より早期発見が必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。認知症の方へのサポートはという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

3項目めの認知症の方のサポートについて答弁させていただきます。

平成27年5月末の要介護認定者数は、要支援1から要介護5まで、本町は395名いらっ

しゃいます。そのうち、認知症相当者の方は200人強おられます。また、65歳以上の方は2,166人で、高齢化率は22.82%でございます。今後、高齢化率は上がり、認知症の方もふえてくるとおられます。

認知症の方のサポートはということでございますけれども、まず家族の方も周りの方も認知症の理解がなければなりませんので、昨年度、平成26年度は小学生を対象に認知症のキッズサポーター養成講座を開催し、小学生に対して認知症の認識を深めてもらいました。また、今後も地域の方々に認知症についての理解を深めていただけるようにサポーター養成講座を開催していきたいと思っております。

また、毎年、介護予防講演会を開催しておりますが、平成26年度は日本笑い学会副会長で産婦人科医の昇幹夫先生に「あなたの笑顔がみんなの元気」というテーマで講演をしていただきました。平成25年度は、認知症の人と家族の会佐賀県代表の森久美子先生に「親が子供になっていく」というテーマで講演をしていただきました。

なお、認知症の方の見守りについては、家族の同意があれば、地域の商店や近隣の方へ周知を行い、地域ぐるみで見守り体制ができるように、今後、地域包括支援センターと協力しながら計画をしていきたいと思っております。社会福祉協議会——地域包括支援センターなんですよ——や警察などの関係機関と連携をとりながら、今後、認知症対策に取り組んでいかなければならないと思っております。

以上で向井議員の質問の答弁とさせていただきます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。

これから高齢化も進んでまいりますし、認知症を患う方もふえてくると推測されている中、道に迷われたり行方不明など起こりかねませんが、先日の新聞で、小城市の地域包括支援センターが進めている認知症などの高齢者を守る取り組みとして、高齢者に対し、事前に登録の上、個別番号とセンターの電話番号が記載されたキーホルダーを身につけていただき、何かの際にはすぐ身元が確認できるということです。衣服に名前とか住所を書くよりも抵抗なく身につけられるということで、認知症の方の見守りのためにもそのような取り組みが必要ではないかと思っておりますが、お尋ねいたします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

他の市で認知症の方に住所、氏名を書いたキーホルダーをつけてというようなことございましたけれども、本町はまだそこまでの施策はやってはおりませんけれども、今後、必要に応じてそういうふうな認知症の方について対策を講じていきたいと思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

ぜひ検討をお願いいたします。認知症の方への接し方として、驚かさない、急がせない、

自尊心を傷つけない、この3つの「ない」が重要ということで住民の皆様には周知していただき、住民みんなで認知症などの高齢者見守りが必要になってくると思います。困られている高齢者を見かけたら、こういったキーホルダーみたいな小城市の取り組みは効果的だと思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

以上でこの項を終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第2番目の空き家対策について、その第1項、町内の空き家状況はという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○住民課副課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。1番向井議員の質問でございます。項目の2の空き家対策についてという御質問の1番、町内の空き家状況はという御質問でございます。

平成24年9月、区長例会で区長様に依頼し、空き家調査を行いました。で、掌握した空き家の軒数といたしまして、3月の議会でも申しましたが、51軒ございました。その中で、危険空き家が5軒ございました。今回、調査以降2年を経過しておりますので、議員申されますとおり、現時点での空き家の実態調査を近々に行いたいというふうに考えております。

また、国の動向を見ながらと今年の3月議会でも答弁いたしましたが、現在、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に全面施行されました。第9条の立入調査、第14条の特定空き家等に除却、修繕、立木竹の伐採、その他生活環境の保全を図るために必要な措置をとる助言、指導をすることができること、また第16条で過料を科すことができるようにもなっております。同時に国もガイドラインを出しまして、特定空き家等の判断基準を示しております。この法案の説明会が今月16日に熊本で開催をされる予定となっております。その説明を聞きながら、町の方向性を見出していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。

51軒中、状況の悪い空き家が5軒ということですが、管理されていないと状況の悪い空き家もふえてくると思われれます。今回、国の法施行、法改正で空家等対策の推進に関する特別措置法施行となりましたが、この5軒に対しては、特定空き家と申しますか、特に問題のある物件ということでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○住民課副課長（福島敬彦君）

議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しました前回調査をいたしました5軒につきましてでございますが、あくまでもこの5軒につきましては専門家等の判断ではございません。当然にして区長様へ御依頼をし

たところで判断基準を設けまして、そして、やはり危険というふうな形で示された5軒でございます。その5軒については、担当課でも掌握をいたしまして、危険であるというふうな判断をいたしているところでございます。

今回、法律が施行されまして、特定空き家等とはということでございますが、その定義でございますが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるというふうに認められる空き家のことを特定空き家と申しますので、今回、もう2年経過をして、再度調査を行った中で、特定空き家につきましても5軒からふえる可能性というのは示唆されるところでございます。その分についても十分住民課のほうといたしまして把握をいたしまして、今後の対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。

特定空き家に関しては、これからも5軒以上ふえていくかもしれないということでございますので、倒壊のおそれとか、不法投棄等の問題も多くなってくると思いますので、所有者の方に法の改正のことも十分御説明の上、みずから撤去、改修していただけるよう要請していくべきではないかと思っておりますけど、御答弁をお願いいたします。

○住民課副課長（福島敬彦君）

議員御指摘のとおり、法の施行はされました。しかしながら、住民さんへ今後どうするかということへの周知、これは大事なことになってまいります。空家等対策の推進に関する特別措置法の中では、当然個人の資産を行政によって勧告なり、最終的には行政の代執行というところまで持っていけるような法律になっておりますので、その辺のところは所有者がわかっている空き家、または所有者不明の空き家等々もあると思っておりますので、そここのところの掌握を法律によって、例えば、固定資産との連携とか、そういったところでの所有者把握等々をきちっとしてまいりまして、今後、住民さんへの周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

いいですか、はい。

次に進みます。第2番目の項目、空き家条例の整備はという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○住民課副課長（福島敬彦君）

続きまして、質問の2でございます。空き家対策についての2番目、空き家条例の整備はという1番向井議員の質問でございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法が、先ほど申しました平成27年5月26日に全面施行に伴いまして法的には整備をされましたので、今後は細部にわたっては施行規則等により整備をしていきたいというふうに考えております。上峰町といたしましては、危険空き家等の対策につきまして第一優先として考えております。危険空き家建物の懸案事項が、先ほどから申しました5軒、現在5軒把握している分がございます。まず、対処を優先してまいりたいと思っております。並行いたしまして、調査以降2年経過もしておりますので、現時点での空き家の実態調査をまずは早急に行ってまいりたいというふうに考えております。

また、今後でございますけど、空き家バンク制度実施要綱等を制定いたしまして、今後の制度対策、データ確保の意味もございまして——のために登録をしてまいりまして、現在の残り46軒の空き家の予防的措置としていきたいというふうに考えております。

なお、除去となれば所有者の負担等も重くなりますので、補助事業等を模索いたしまして負担軽減を図っていった実施の運びを考えていきたいというふうに考えます。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。

基本的には空き家の有効活用ということだと思っております。空き家バンクを開設するためにも条例制定が先決かと思っております。各自治体ごとに、管理不全な空き家に対し助言、指導、勧告等を盛り込み、独自の条例を制定しておりますが、他の自治体の条例も参考にさせていただき、適正な条例整備を進めていただきたいと思います。

同僚議員への3月の答弁で、条例整備の調査中と伺っておりますが、いつごろをめどに考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○住民課副課長（福島敬彦君）

向井議員の質問でございます。3月に私、答弁をいたしまして、今後、条例制定に向けてというお話をさせていただいております。今回、特別措置法、またガイドライン等々を精査いたしまして、法律的には、この特別措置法に基づきまして条例化して全部を網羅することができるといふような判断をしております。そこで、あと考えられることは、先ほどから議員申されましたとおり、どういうふうな形に上峰町は持っていくのかということになってまいります。そのところは、要綱の整備等々で周りの市町の有効な状況とか情報等を収集いたしまして、上峰町に合ったような要綱の制定を進めていきたいというふうに考えております。

そして、バンク登録に関しましても、当然定住対策ということも考慮はしているところではございます。その中でも、今後、空き家の情報を私たちが知り得る手段として、バンクと

して登録をして空き家の状況を把握するという、データバンクをとるという方向で空き家バンクの制度の実施要綱等を制定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

そのめどはいつごろかということは。

○住民課副課長（福島敬彦君） 続

失礼しました。時期につきましては、一応次回の9月議会には御提案ができるようにこちらのほうも整備のほうを取り進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。

いずれにいたしましても、国の空家等対策の推進に関する特別措置法も全面施行ということで、自治体の空き家対策の対応も取り組みやすくなったと思います。特措法に町独自の条例を制定し、取り入れ、対応していくべきだと思います。

空き家の近くにお住まいの住民の方の話によりますと、空き家に子供が入り込み、見かけた折には注意をされているということですが、非常に危険だと危惧されておりました。管理不全な空き家は、やっぱり防災、防犯、景観の悪化等、さまざまな問題があります。住民の安心・安全な暮らしのためにも、特措法適用での対応も含めた上で、空き家条例の制定、空き家バンクの開設にぜひ取り組んでいただきたいと要望いたします。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第3番目の項目であります。八藤丘陵について、公有化後の計画はという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

それでは、向井議員の3番、八藤遺跡太古木について、①公有化後の計画はとの御質問でございます。

先ほど田中議員さんからも同様の御質問をいただきました。答弁の内容が繰り返しになるかと思いますが、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、文化財保存地区の土地公有化に当たりましては、文化庁、県の教育委員会等に対しまして、今後の整備計画ということで、最終的には先ほど申しましたとおり、本格的な保存施設、それから展示施設を整備し、あの太古木の状態を常時皆さんに見ていただけるような形で公開していくといったことで活用を図っていきたいと説明を申し上げております。ところが、町の財政的な問題もあります。一朝一夕にはそういった本格的な整備の実施は難しい

かと考えられます。平成21年、22年に太古木の保存対策調査を行いまして、今の埋め戻しのままの状態、あと10年か20年ぐらひは現在の太古木を良好な状態て保存できるだろうという委員会の先生方の評価をいただきました。それに基づきまして、その範囲の中で整備を今後進めていきたいと思っております。それにつきましては、財政部局と協議を行ひながら、皆さんにお諮りしながら作業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。

9万年前の阿蘇4火砕流でなぎ倒された太古木が地下保存されているということで、国指定天然記念物にもなっており、町の大きな文化遺産になると思ひます。その全容展示は、先ほどお聞きしましたとおり大変厳しいと思ひますが、太古木のサンプル、土層、当時の資料、説明資料等を現地に展示していただき、多くの方に見ていただくべきだと思ひます。そういう最終的な計画、考えを住民の方にも示すべきかと思ひますが、御答弁よろしくお願ひします。

○文化課長（原田大介君）

八藤遺跡の今後のそういう計画を住民の方々にもお示すべきじゃないかという議員の御指摘でございます。

これにつきましては、言葉は悪うございますが、PRも兼ねまして、そういう情報を今後継続的に発信できるような形で、それも含めたところで作業を進めていきたいと思ひます。

以上です。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。

住民の方からも、公有化後はどうするのやろうという声も聞いております。上峰町観光推進のためにも太古木の現地での展示施設計画を進めていただき、皆様が展示品をごらんになり、その当時を想像していただけるような展示施設計画をひとつお願ひいたします。

それから最後ですけど、太古木の電子リーフレットの文字が少し読みづらひのですが、修正できればよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。要りますか。答弁をお願ひします。

○文化課長（原田大介君）

まず、電子リーフレットですが、早急に改訂をさせていただきたいと思ひます。申しわけございません。

それと、今後のそういう取り扱ひにつきましては、なるべく先ほど申しましたとおり話

題性を持たせた形で何らかの作業を、具体的な作業等を進めていきたいと考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

1 番議員よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で1 番議員の一般質問が終わりました。

次に進みます。9 番碓勝征君、お願いいたします。

○9 番（碓 勝征君）

皆さんこんにちは。9 番碓勝征でございます。

さきの5月29日午前9時59分に、鹿児島県の口永良部島の新岳の爆発がございました。9,000メートルまで達したということで、住民の137名の皆さん全員の方が避難をされたということで、非常に大きな出来事であったと思います。心からお見舞いを申し上げます。

ほかでも、箱根山とか、桜島等でもまだまだ予断を許さない状況にあるようでございます。どうぞ防災の備えが必要でありますので、担当部署におかれましては、よろしく御配慮をお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を申し上げます。

まず、今回の地方創生人材支援制度によりまして、全国の141市町村が申請をされまして、69市町に派遣決定ということで、省庁から42名の方、副市町村長、幹部職員へ、さらに大学の研究員の方等々、民間から27名の方が非常勤顧問として派遣をされておられるようでございます。

県内唯一我が町に、米本善則氏が文部科学省生涯学習政策局社会教育課長補佐より、我が町の副町長、シティーマネジャーとして赴任をされました。本当に御苦労さまでございます。御尽力をお願い申し上げます。

そこで、今回のシティーマネジャーとしての取り組みは、さらに、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の内訳はということでございますけれども、この中身につきましては、同僚のお二人からそれぞれいただいておりますので、概略のお話をお聞きしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、マイナンバー（個人番号）制度の内容はということで、このことにつきましては、3月議会で同僚議員の質問がございましたけれども、私はちょっと角度を変えまして、この対象項目（範囲）、どういう項目があるかということをお尋ねしたい。

さらに、今回の行政報告の中で、このことにつきまして、個人情報の保護評価書ということでこの取り扱いが書かれておりますので、ここら付近を少しお伺いしたいと思います。

さらに、メリットですね、長所、利点、利益をもたらす面、デメリットにつきましては不利益な点とか、そういう短所的なことがございましたら、お伺いしたいというふうに思います。

次に、高齢者福祉サービスはということでございます。

これにつきましては、当初の所信表面の中にありますように、誰もが元気になる健康・福祉のまち、高齢者支援、高齢者保健福祉サービスの充実という項目が大きく挙がっております。その中で、私、町民の方の声を受けまして、これにつきましても3月、同僚議員の御質問がございましたけれども、いわゆるひとり暮らしの町民に対する緊急通報システムの内容がよく行き届いていないようなお話を聞いたもんですから、そこら付近を少しひもといてお尋ねをしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、シティーマネジャーとしての取り組みは、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の内容はという質問に対し、答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

礎議員の質問事項1、シティーマネジャーとしての取り組みはと、質問要旨1、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の内容はということで、私のほうからは、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンの全体的な概要について御説明をさせていただきます。

まず、今回の国の地方創生ということでの目的でございますが、国の総合戦略からの抜粋になります。人口減少と地域経済縮小の克服ということで定められております。

国の推計によりますと、今後、我が国の人口は、2050年には9,700万人、2100年には5,000万人を割り込む水準まで減少するとの推計がされております。加えまして、首都圏への人口集中が進み、地方の人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラル、俗に言います悪循環の連鎖に陥るリスクが高くなり、この事態を克服するために東京への一極集中を是正する、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する、地域の特性に即して地域課題を解決するという3つの大きな課題を国のほうで掲げてあります。

この課題に対します対策としまして、各地方公共団体は、2015年、本年度中に中長期を見通しました地方人口ビジョンと5カ年の地方版総合戦略を策定するように努めるものとするということであっております。これに基づきまして、本町におきましても基本計画、こちらを2060年とする地方人口ビジョン、また、策定しました地方人口ビジョンの将来推計等を検証しまして、5カ年間の地方版総合戦略を策定していくこととなります。

以上、私のほうから概略の説明は以上でございます。

○9番（礎 勝征君）

今回の地方創生の取り扱いにつきましては、昨年の26年5月8日に、民間団体の日本創成会議、いわゆる有識者グループの会議の中で試算をされたということが発表されました。これに基づきまして、30年後には女性人口、いわゆる20歳から30歳の年代の方が半減すると、

それに伴い896自治体が消滅する可能性があるということが事の発端になったかと思いません。

中身をもう少し申してみますと、今、課長のほうからありました一極集中、都市への流出と子供の減少がとまる兆しが見えないような状況になるとか、大都市につきましても、これから医療、介護人材の大幅な不足が見込まれ、地方におきましては、高齢者の減少で医療、介護関係の職がなくなっていくということで、大都市に集中するような傾向に流れていくというようなことが言われております。

そういう中で、地方の人口が急減する一方、子育て環境が整っていない東京は出生率が非常に低いということも言われているようでございます。これは、日本全体の人口減少に拍車がかかるというようなことが、この創成会議で言われておるようでございます。

これの歯どめ策ということでございますけれども、私は若い世代の就労、結婚、子育て等々がこの対策に必要であるのではなかろうかというようなことも思います。そういう中で、今回の戦略会議の制定ということでございますけれども、自治体がみずから調べ、みずから考え、みずから行動すると、そういうふうなことを基本に置きながら、さらに住民の声を反映しながら、受けながら策定をしていくべきじゃないかというようなことを思います。

ここら付近、副町長に一言いただきたいと思えます。

○副町長（米本善則君）

礎議員からの御質問にお答えしたいと思います。

先ほどもいろいろと述べさせていただいたとおりでございますが、基本的にはこの町が考えていかなければならないということで、私がどうこうしていくということではなくて、皆様方の考えを生かしたまちづくりを、いわばお手伝いさせていただくというのが私のミッションだと考えております。

その際に重要なことは、今までの勘や経験に頼らず、きちんとしたデータを見ながら、今後、どういう町にしていくのか、していくことが有効であるのかというところをじっくりと考えて進めていくということが肝要かと考えております。その際にも、町内の方々のみならず、いろんな分野の方々の御意見も伺いながら進めていくということを念頭に置いて、総合戦略の取り組みを進めていければと考えております。

以上でございます。

○9番（礎 勝征君）

もちろん、この町でそういう策定はしていくべきということは十分わかっております。米本副町長は本省の官僚上がりということでございますので、そこら付近のノウハウを承知されて持ってきておられると思えますので、そこら付近を披瀝しながら、町民の皆様と議論をしながら策定していくほうがベターじゃないかと、そういうふうに思います。

さらに問題点を少し提起したいと思いますけれども、急速な少子・高齢化で人口減に直面

する地域が出てまいるということ、それから、空き家の増加や集落活動の担い手不足が深刻になっていくとか、それから、介護の問題、誰もが安心して人生を全うできるような地域づくりをすべきじゃないかとか、それから、住民皆さん、私たちを含めて一人一人が自分たちのこのまちづくりをしっかりと守っていくと、そういうようなことも必要じゃないかとか、さらに住み心地よき地域をつくるということで、これは既に実施をされておりますけれども、子供の問題、医療費の問題、育てやすい地域、これにつきましても、保育所の問題等々手をつけられておりますけれども、私たち町民にとって住みやすい、心地のよいまちづくりをすべきじゃないかということも思います。

さらに、人口減少社会への対応ということで、我が町は消滅団体の中には入っていないようでございますけれども、これはどういうふうに変化をしていくかわかりません。人が少なくなっていく中で継続できるような事柄、例えば、農業の集約とか、そういうこと等々、さらに、人が少なくなっても確実に暮らせるような生活の確保の方法等を模索するとか、そういうふうに思います。

さらに、地域にごじます公共施設等々の有効活用、町民が少なくなっていく地区も出てくるかと思っておりますけれども、いわゆる集落が衰退しないように公共施設を無駄なく有効活用していったらどうかと、そういうこと等を思います。

これらを参考にさせていただきながら、まち・ひと・しごと創生総合戦略づくりに充てただけたらどうかというふうに思いますので、そこら付近でもう一言お願いしたいと思っております。

○副町長（米本善則君）

お答えさせていただきます。

今、いろいろと確議員からおっしゃっていただいたこと、非常に大事なことばかりだと感じております。このような課題は、この上峰町に限った課題ではなく、最初にごございました八百有余の自治体においても、今、この課題についてどのように対応していくかということを取り組まれようとしているのが現状かと思っております。

その中でも、私は、この町の独自の強みというものを何とか引き出していきたいということで考えていければなというふうに、先ほどもちょっと申し上げたと思うんですけども、このコンパクトに配置された町、それから、まだまだ健在なさまざまな地縁団体の皆様方、そこにあと若者たちの活躍する場というのをうまく引き出していくこと、それから、先ほどからいろいろと御意見が出ておりますが、産業、農業の振興にどう戦略を考えていくかというような点を踏まえて取り組みを進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

9番議員、次に進んでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

マイナンバー（個人番号）制度の内容はという項目の第1番目、対象項目（範囲）はという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

質問事項2、マイナンバー（個人番号）制度の内容は、質問要旨1、対象項目（範囲）はということでの御質問にお答えをいたします。

社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度につきましては、平成27年10月に、住民票を有します全ての人々に、マイナンバーが通知カードにより通知をされることとなっております。

御質問の対象項目（範囲）はということですが、具体的な利用につきましては、業務ごとに各担当課のほうで行うということになりますが、私のほうからは、法で定められております全体的な対象項目について御説明をさせていただきます。

個人番号につきましては、平成28年1月から、年金、医療、労働、福祉などの社会保障及び税、災害対策の各分野で利用が始まります。利用が始まると申しますか、番号がなければ制度上できなくなってくるということでございます。

具体的にどういう事務が対象になるかと申しますと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第9条に規定されております別表第1に、国、都道府県、市町村において個人番号を利用できる事務ということで規定をされております。その中で、マイナンバーを利用しなければならない事務の主なものということで挙げさせていただきますと、社会保障関係では、年金や雇用保険の資格取得や確認、給付、ハローワークの事務、医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付、生活保護など、また、税のほうの分野では、税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などへの記載、税務当局の内部事務など、また、災害対策のほうでは、災害者生活再建支援金の給付、被災者台帳の作成事務などが主な事務として挙げられております。

以上で終わります。

○9番（碓 勝征君）

課長のほうからは、各窓口等々にかなりの広範囲な対象項目になっているようでございます。実は、けさの新聞にも、年金情報の流出問題で、マイナンバー制度のシステムへも侵入できる可能性があるんじゃないだろうかというようなことも取り扱いがされております。

マイナンバー制度につきましては、来年の1月からカード発行ということになっておるようでございますけれども、このマイナンバー制度がこういう年金情報の流出問題の二の舞にならないような予防策、いわゆるセキュリティー関係だと思えますけれども、我が町におきましても、この流出防止策といいますか、そういう方法があるものかどうか、もちろん、まだ制度がスタートしておりませんから、そういうことがどうかと思えますけれども、私たち

の町民の安全・安心を守るために、こころ付近の取り扱いをしっかりと防御策と申しますか、そういうことについての取り扱いはどういうふうな方向になるものか、お伺いしたいと思います。

○企画課長（高島浩介君）

先ほどからも情報流出等の危険防止ということでございますが、こちらにつきましては、当然、紙ベースでの流出は職員等でかなり厳しくチェックをしてやっていくということになるかと思えます。

あと、マイナンバーにつきましては、皆様御承知のとおり、鳥栖の広域圏のクラウドセンターというところで、基幹系につきましては、税情報、住民記録情報全てを一括で管理しております。その中に当然マイナンバーということで、皆様固有の番号を全部収納していくということになるかと思っております。そちらにつきましては、国の補助金等でのシステム改修もございますが、その中で各部会ごと、また、クラウドセンターの中でのファイアウォール等の危険防止策の措置がとられていくものかと思っております。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

ただいまの答弁に加えまして、このシステムそのものの安心、安全の確保について申し上げさせていただきたいと思えます。

マイナンバーの導入を検討していた段階から、個人情報外部に漏れるのではないかと、また、他人のマイナンバーで成り済ましが起きるのではないかと懸念の声がございました。そこで、国としましても、マイナンバーを安心、安全に御利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じております。

制度面の保護措置としましては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか、監視監督を行います。さらに、法律に違反した場合の罰則も従来より重くなっております。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、先ほど申し上げられました庁内での意識づけを高めたりすること、また、通信する場合は暗号化を行うこと、このようにして個人情報の保護に関してさまざまな措置を講じております。

○9番（碓 勝征君）

私、当初、メリット・デメリットということで申し上げたかと思えます。デメリット面で何かこのマイナンバーにおきましてございましたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○企画課長（高島浩介君）

デメリットということでございますが、デメリットにつきましては、国の資料等にはよくなることしか書いてはございませんが、一番懸念をされておるのが、次の質問にもつながってくるかと思いますが、個人情報の流出ということで、1つの番号を知られてしまうと、全ての業務関係について自分の個人情報が漏れてしまうのではないかという懸念があるということが、今言われている一番のデメリットかと思っております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

次へ進みます。

2項目めの特定個人情報保護評価書とはについて、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

質問事項の2、マイナンバー（個人番号）制度の内容はと、質問要旨2、特定個人情報保護評価書とはとの御質問にお答えをいたします。

こちらは、先ほどちょっと触れましたが、まず、特定個人情報というものについて御説明をいたします。

特定個人情報とは、個人番号、俗称マイナンバーと申しておりますが、これを含む個人情報ということで、特定個人情報ファイルというものは、マイナンバーをその内容に含むシステム上のデータ、また、ペーパーベースでの台帳など、全てのものをいうこととなります。特定個人情報保護評価というものは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条に基づく制度でございます。

制度の目的としましては、まず、どのような事務で、どのような目的のために特定個人情報ファイルを取り扱うのか、また、個人のプライバシーなどの権利、利益の保護のために、どのような措置を講じているのかなどを具体的に説明することにより、国民、住民の信頼を確保することとされております。

具体的な概要としましては、国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するというものでございます。ちょっとわかりにくいかと思いますが、具体的には、特定個人情報を取り扱う事務ごとに、その事務の名称及び概要、使用するシステムの名称、個人番号を利用する法的根拠、また、それを利用します担当部署などを特定個人情報評価書というものに記載しまして、国の特定個人情報保護委員会のほうへ、こちらも国が構築しておりますマイナンバー保護評価システムというもの、ウェブ上にありますが、マイナンバー保護評価システムより入力をして、国の特定個人情報保護情報評価委員会のほうへ提出するということになっております。

また、こちらから入力して提出しました評価書につきましては、先ほど出てまいりました

特定個人情報保護委員会の承認を受けまして、同一のシステム上で全国的に公表するという
ことになっております。また、こちらにつきましては、一般の住民の方もそのシステムの中
で、パソコン上ではございますが、閲覧できるということとなっております。

以上でございます。

○9番（碓 勝征君）

特定個人情報保護評価書とはということで、これはまさに町民お一人さんお一人さんご
とのデータ資料のまとめ書ということですかね。

○企画課長（高島浩介君）

先ほどの議員の御質問でございますが、これは個人個人の評価書ではございません。各業
務ごとの評価書ということになっております。例えば、上峰町で申しますと、評価書が住民
基本台帳に関する事務ということで、1つ挙げられていくものでございます。その中に個人
のプライバシー等の権利利益の保護の宣言というようなことで、上峰町は住民基本台帳に
関する事務におきまして、そこは絶対漏らしませんよというような宣言をすると、それから、
評価の実施機関名、こちらは上峰町長と、これに対して、いつから仕事を始めますというこ
とで公表日、それから、事務の概要、住民基本台帳に関する事務、住民票の発行等、いろい
ろ事務を書いて、それからシステムの名称ということで、一例を申しますと、住民基本台帳
発行システムとか、そちらを鳥栖のクラウドセンターのシステムと、それから、誰がそれを
扱うかということまで記したところで入力をして、特定個人情報保護委員会のほうに送ると、
それがまた、向こうで承認を内容的にされました場合は、ウェブ上でまた全国的に公開を、
上峰町はこの業務に対して宣言をしておりますというような宣言書が公開をされるというよ
うなシステムになっております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

高齢者福祉サービスはという質問の、ひとり暮らしの高齢者に対する緊急通報システムの
貸与の内容はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうから、碓議員の3番目の高齢者福祉サービスはの、ひとり暮らしの高齢者に対す
る緊急通報システムの貸与の内容は、質問に答弁させていただきます。

この事業の目的は、ひとり暮らしの高齢者及び身体障害者等の住居に緊急通報システム機
器を設置することにより、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、
福祉の増進を図ることを目的としております。

対象者は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、身体虚弱のため、緊急時に機敏
に行動することが困難であると認められる者、2番目として、ひとり暮らしの重度の障害者

で、緊急時に機敏に行動することが困難であると認められる者、3番目に、ひとり暮らしの者で、激しい動作や意識を失う等の症状により、突発的に生命に係る危険な状態に陥るおそれのある者、4番目に、同居人がいても、いずれも緊急時に機敏に行動することが困難であると認められる者になっております。

利用者宅に設置する機器といたしましては、携帯用無線発信機、無線発信機の送信を受信し、緊急通報先に送信する緊急通報用機器で、設置費用につきましては利用者負担なんですけれども、利用料及び撤去費用につきましては、町の負担となっております。

申請手続としましては、町の健康福祉課福祉介護係または社会福祉協議会に設置の希望の連絡をいただいて、事前調査として地域包括支援センターの職員が状況調査を行い、調書に民生委員さんの意見をいただいて地域ケア会議に諮り、承認を受けた後、役場に申請していただき、設置となります。

なお、設置、撤去の際には、民生委員さんに立ち会いをお願いしております。

以上で碓議員の質問に対する答弁を終わります。

○9番（碓 勝征君）

これも町民の声として受けてきました。夫婦暮らしをされておる家庭については対象に入っていないということですかね。同居されていて、片方が弱っておられる場合については対象云々というお話でございましたけれども、このひとり暮らしなり、夫婦お二人暮らしの町民の把握はできているかどうか、まず、お尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、独居高齢者、ひとり暮らしあるいは高齢者のみの把握ということなんですけれども、5月末現在、独居高齢者の方につきましては、町内のほうには425名いらっしゃいます。また、高齢者のみの世帯につきましては、世帯数的には300世帯、人数的には616名いらっしゃいます。

先ほどの質問の中の夫婦のことなんですけれども、その夫婦のことにつきましては、先ほど言いましたように、同居者がいても、いずれもが緊急時に機敏に行動することが困難であると認められる者という項があります。前段の1項目から3項目めについては、ほぼひとり暮らしの者ということになっておりますけれども、なお、5項目にその他町長が認める者ということになっており、その状況によっては、設置ができる可能性はあるとは思いますが、一応1項目から5項目の中の対象者ということになっております。

以上です。

○9番（碓 勝征君）

周知がされていない部分があるんじゃないかなというふうに思います。ぜひこれは広報に掲載をしていただきまして、ここら付近の取り扱い、申請等々の手続、指導をしていただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

住民周知の件なんですけれども、まず1つは、ひとり暮らし、あるいは同居人がいてもなかなか機敏に行動することができない者ということで、現在のところ、社会福祉協議会、地域包括支援センターの職員あるいは民生委員さん等でそういうふうな家庭を回られたときに、そういうふうな状況の方については、そのシステム内容の説明があっているとは思いますが、全体的な広報紙等の掲載につきましては、今後の広報紙等に掲載をし、中身的にいきますと、なかなか難しい面もありますので、そういう緊急システムを設置希望の方は下記に御連絡下さいかなんかということで周知をし、その中でそういうふうな申請方法等も説明をしていきたいと思っております。

以上です。

○9番（碓 勝征君）

課長、先ほど説明されました携帯無線というような——内容の話でございますけれども——とおっしゃいましたけれども、何かボタン一つで押すような手法じゃないんですか。ボタンを押して携帯を使って、自分が発するということですか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

携帯用無線発信機と申しますと、これは通常の、例えば、家からまち、久留米とかそういうところに行って、その携帯が発信するかということではありませんで、自分の庭先に出たときにその携帯機を発信して通報するというので、その親機といいますか、緊急通報用の機器の近くでの携帯用の無線発信機でございます。

以上です。

○9番（碓 勝征君）

お尋ねの町民の方は、ボタン一つ押して、それで連絡がとれて駆けつけていただけるようなシステムじゃなかろうかというようなことやったんですけれども、そうじゃなくて、あくまでも無線を使ってすると、ボタン、スイッチの取り扱いはないということですかね。何かその辺の使用法もよくわからんもんですから、そこら付近等々も、ぜひ広報等に使用の方法等も明示をしていただき、御指導をしていただきたいと思っております。

○健康福祉課長（岡 義行君）

住民の広報につきましては、できるだけ住民さんのほうにわかりやすく取り扱い説明等も掲載をしながら、住民広報に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

以上で9番碓議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 4 時19分 散会